

「特定有害廃棄物等」
(バーゼル法の規制対象貨物) の
輸出に関する手引き

2026年7月

経済産業省

環境省

目次

I. バーゼル法の制度・規制対象物	1
II. 規制対象物該当判断に係る事前相談	5
III. 輸出に関する手続きの概要	8
IV. 外為法の輸出承認	11
参考 4-1 輸出承認申請書（様式及び記入例）	23
参考 4-2 輸出承認申請理由書（様式及び記入例）	27
参考 4-3 契約書	29
参考 4-4 運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図	32
参考 4-5 別紙様式（通告書）に示す書類（様式）	33
参考 4-6 通告書作成のための説明書	41
参考 4-7 特別有効期間設定申請書	46
参考 4-8 OECD 加盟国向けであって予定移動期間が3年以内の場合における、OECD 理事会 決定における「事前の同意が与えられている回収施設」の確認証	47
参考 4-9 日本の発生施設での発生工程図	48
参考 4-10 輸出先での処理工程及び処理施設概要	49
参考 4-11 成分分析表	50
参考 4-12 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄 物処理法の輸出許可を得る旨の確認証（逆有償になる可能性がある取引の場合に 限る）	51
参考 4-13 再輸入等に要する費用に係る見積書（様式）	52
参考 4-14 再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類（様式）	53
参考 4-15 香港向けのモニターの輸出であって、香港当局から必要な許可等を受けている旨 の誓約確認証（様式）	54
V. 通告内容の変更に係る手続き	56
参考 5-1 及び 5-2 通告内容の変更連絡	59
参考 5-3 通告内容の変更連絡（報告）	61
VI. 輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知	63
参考 6-1 輸出移動書類交付申請書（様式）	65
参考 6-2 輸出移動書類作成のための説明書	70
参考 6-3 一覧様式	73

VII. その他各種手続き	74
参考 7-1 輸出移動書類にかかる届出書（様式及び記入例）	75
参考 7-2 輸出移動書類の汚損/紛失に関する届出書（様式）	77
参考 7-3 輸出移動書類の再交付に関する申請書（様式）	78
参考 7-4 輸出移動書類の回復に関する届出書（様式）	79
VIII. 問合せ先	80
◆. 手続き関係法規	83
◎バーゼル法該当貨物の輸出承認申請手続き等について＜台湾編＞	97

今後、手引きの最新版については下記 URL に掲載いたしますので、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html

（検索エンジンで「経済産業省 バーゼル」と検索してください。）

I. バーゼル法の制度・規制対象物

はじめに

有害物質を含む循環資源の輸出入に関するルールとして、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」と、その国内法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」があります。特定有害廃棄物等の輸出入を行う者は、これらの関係法令を遵守しなければなりません。

1970年代、欧米諸国を中心として先進国由来の廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような問題に対処するため、国連環境計画（UNEP）と経済協力開発機構（OECD）において国際的な枠組みが検討され、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約；1989年）と「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（OECD理事会決定；1992年）が採択されました。バーゼル条約とOECD理事会決定を履行するため、我が国は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を整備し、これら2法と「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づいて、廃棄物等の輸出入を規制しています。

バーゼル法等に基づく規制開始から四半世紀が過ぎ、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の双方について環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図るため、平成29年6月にバーゼル法が25年ぶりに改正されました。これに伴い、政省令、告示等の各種関連規定も大幅に見直しされました（当該改正は平成30年10月1日施行）。

また、2019年に開催された第14回バーゼル条約締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たにバーゼル条約の規制対象物に追加する条約附属書改正が決議され、2021年1月1日に改正附属書が発効されました。これを受け、国内では「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和2年10月1日に改正（令和3年1月1日施行）し、プラスチックの廃棄物をバーゼル法の規制対象に追加しています。

さらに、2022年に開催された第15回バーゼル条約締約国会議（COP15）において、非有害な電気及び電子機器廃棄物（e-waste）を新たにバーゼル条約の規制対象物に追加する条約附属書改正が決議され、2025年1月1日に改正附属書が発効されました。これを受け、国内では「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和6年10月23日に改正（令和7年1月1日施行）し、非有害なe-wasteを含むすべてのe-wasteをバーゼル法の規制対象に追加しています。

国内法制度

バーゼル法に規定する再生資源などの「特定有害廃棄物等」を輸出入する場合には、当該貨物を輸出入する者は、関税法の手続きに加え、以下の手続きが必要です。

- ・「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得
- ・上記承認に際しての環境大臣の確認手続等
- ・輸出入者、運搬者、処分者による移動書類の携帯
- ・不適正処理が行われた場合の回収・適正処分 等

本手引きでは、特定有害廃棄物等の輸出手続きについて、概要を「Ⅲ. 輸出に関する手続きの概要」で、手続きの各段階での具体的な必要書類等を「Ⅳ. 外為法の輸出承認」以降で説明します。特定有害廃棄物等の輸出をお考えの方は、本手引の内容を十分に御理解の上、バーゼル法と外為法に基づき適正な輸出を行ってください。

バーゼル法の規制対象物

バーゼル法では、規制対象である特定有害廃棄物等を次のように定めています。

- 一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）（*1）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。）
 - イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令（*2）で定めるもの
 - ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物
 - ハ 政令で定めるところにより、条約第三条 1 又は 2 の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物
 - ニ 条約第三条 3 の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの
 - ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条 1 に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令（*2）で定めるもの
- 二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの

*1: 具体的にはOECD理事会決定を指します

*2: 平成30年6月18日環境省令第12号「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」

ただし、船舶の航行に伴い生ずる廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された物は除かれます。

特定有害廃棄物等に該当する例としては、使用済み鉛蓄電池、有害金属を含有している汚泥、医療廃棄物等が挙げられます（再生資源として有価で販売される場合を含む。）。なお、輸出においては、OECD 加盟国向けの場合と OECD 非加盟国向けの場合で異なりますので、ご注意ください。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の別表第一（最終処分目的、リサイクル目的）に掲げる処分作業を行うために輸出入される物	
■最終処分作業 D一 地中又は地上への投棄 D二 土壌処理 D三 地中の深部への注入 D四 表面貯留 D五 特別に設計された処分場における埋立て D六 海洋を除く水域への放出 D七 海洋への放出 D八 生物学的処理 D九 物理化学的処理 D一〇 陸上における焼却 D一一 海洋における焼却 D一二 永久保管 D一三 D一からD一二まで、D一四又D一五に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合 D一四 D一からD一三まで又はD一五に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包 D一五 D一からD一四までに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管	■リサイクル作業 R一 燃料、エネルギー回収 R二 溶剤の再生、回収 R三 有機物の再生、回収 R四 金属又は金属化合物の再生、回収 R五 無機物の再生、回収 R六 酸又は塩基の再生 R七 汚染除去のために使用した成分の回収 R八 触媒の成分の回収 R九 廃油の精製又はその他の再利用 R一〇 農業又は生態系の改良のための土壌処理 R一一 R一からR一〇の残滓の利用 R一二 R一からR一一のための交換 R一三 R一からR一二のための集積

図1 パーゼル法の規制対象物(特定有害廃棄物等)の考え方

※詳細は下記参照

- ・バーゼル条約（和文）：https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf
- ・OECD 理事会決定（仮訳）：https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/oecd_j.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」（平成30年6月18日環境省令第12号）
： https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/h30basel_law02.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」（令和2年10月1日環境省令第24号）
： https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law01.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年10月23日環境省令第24号）
： <https://www.env.go.jp/content/000259913.pdf>

なお、国内で廃棄物とされるものについて輸出入を行う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の規制が適用されます。貨物によっては、バーゼル法・廃棄物処理法の両方が適用となる場合もありますので、ご注意ください（図2参照）。

※廃棄物処理法については、環境省までお問合せください。

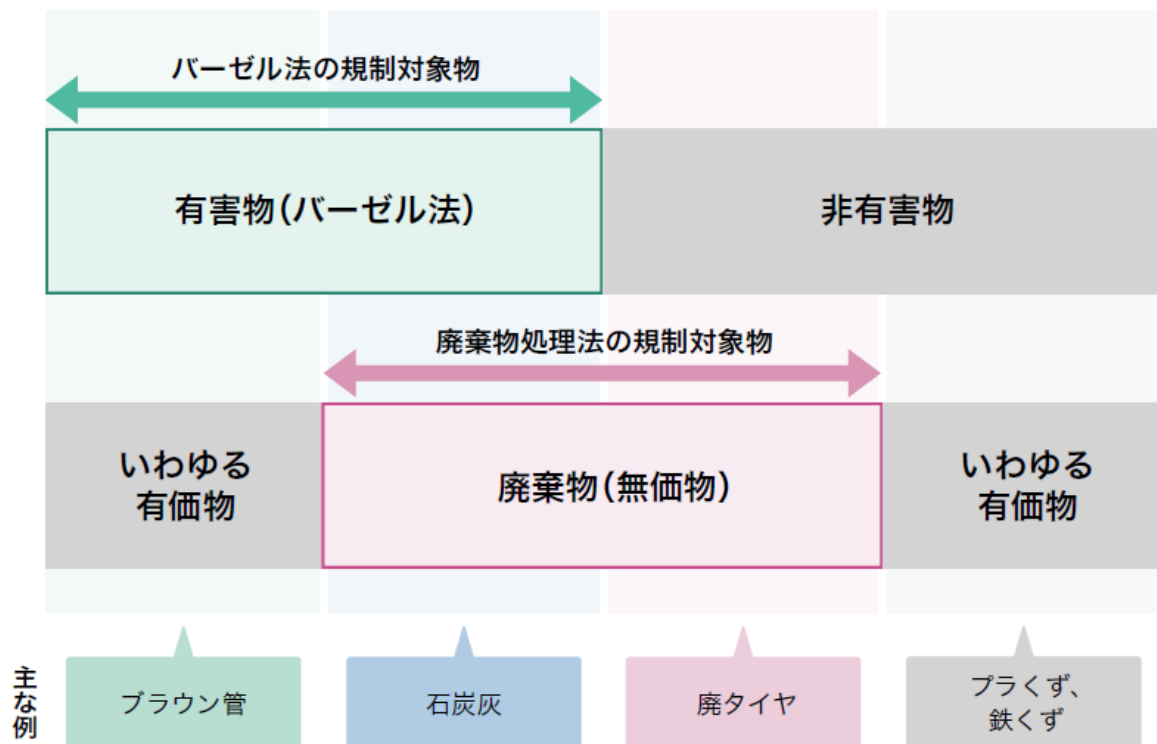


図2 バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象の考え方

Ⅱ. 規制対象物該非判断に係る事前相談

事前相談制度

経済産業省と環境省では、輸出しようと考えている貨物が、

[1] バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

[2] 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

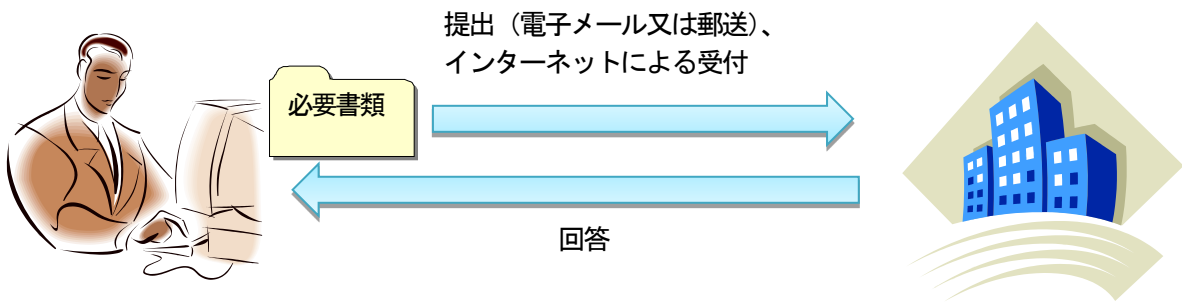
について、事前相談を受け付けています（経済産業省については、[1]のみ）。事前相談制度は行政サービスの一環であり、強制するものではありませんが、上記の[1] [2]について不明な点がある場合は、本制度をご活用ください。

利用方法

事前相談を受けることを希望する場合は、事前相談書に必要事項を記載のうえ、その他の資料とともに事前相談窓口へ送付するか、又はインターネットにより申請してください。（Ⅷ. 問合せ先」参照）

【輸出者（相談者）】

【環境省・経済産業省】



利用時の留意点

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法の規制対象に該当するか否か、及び廃棄物処理法の規制対象に該当するか否かについての助言を行うものですが、輸出を行う際の関連法規遵守の義務を緩和するものではありません。また、現実に輸出される貨物そのものについて、廃棄物処理法、バーゼル法等関係法規の適合を証明するものでもありません。予めご承知おきください。

事前相談の窓口・相談方法について

（１）相談窓口

輸出入する貨物の内容に応じて、以下のいずれかの機関でご相談を受け付けています。

経済産業省（委託先を含む）では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできませんので、廃棄物（廃棄物と見なされる可能性のある場合含む）の該非については、環境省の地方環境局にご相談ください。地方環境局にご相談の際には、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境局にお問合わせください。

なお、お問合わせは、各機関の業務日の業務開始時間から、終了時間の概ね１時間前まで（個別にお知らせする場合は、その時間内）に限らせていただきます。

相談内容（貨物内容）	相談先（管轄区域）	連絡先
バーゼル法・廃棄物処理法	北海道環境局 （北海道）	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 （電話）011-299-3738 （電子メール）REO-HOKKAIDO@env. go. jp
	東北環境局 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階 （電話）022-722-2871 （電子メール）REO-TOHOKU@env. go. jp
	関東環境局 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）	〒330-9720 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 （電話）048-600-0814 （電子メール）HAIRI-KANTO@env. go. jp
	中部環境局 （富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-2 名古屋第4地方合同庁舎4階 （電話）052-955-2132 （電子メール）SHIGEN-CHUBU@env. go. jp
	近畿環境局 （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 （電話）06-6881-6502 （電子メール）kinkei-junkan@env. go. jp
	中国四国環境局 （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 （電話）086-223-1584 （電子メール）REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp
	// 四国事務所 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階 （電話）087-811-7240 （電子メール）MOE-SHIKOKU@env. go. jp
	九州環境局 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 （電話）096-322-2410 （電子メール）REO-KYUSHU@env. go. jp

バーゼル法のみ	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 (電話) 03-4355-0155 (代表) (電子メール) basel@sanpainet.or.jp
---------	---------------------	---

なお公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ(※)、使用済バッテリー(鉛バッテリーを除く)、廃触媒及び中古品(家電、自動車部品等)の輸出入の事前相談のみ承ります。

※メタル・スクラップ：鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル(自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む)

プラスチック・スクラップ：ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等

(2) 相談方法等

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、上述の相談窓口にて電子メール又は郵送により事前に送付の上、ご相談ください。

なお、地方環境局へ送付された場合は、その旨、送付した相談窓口にて電話にてご連絡ください。ご連絡がない場合は、原則として事前相談を受け付けませんので、ご注意ください。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行ってください。

事前相談のほか、次の資料又はその写しの提出をお願いしています。

<基本的に提出が必須のもの>

- ① インボイス (管理システムは、このインボイス番号で管理されています。)
- ② 輸出入契約書
- ③ 国内取引伝票(契約書、仕切書、納品書、受領書等)
- ④ 貨物全体の写真(異なる貨物や種類が異なる物は、それごとの写真で鮮明なもの。)
プラスチックは廃プラスチック類の概要説明書
- ⑤ 貨物のフロー図

<必要に応じて提出いただくもの>

- ⑥ 成分分析表
- ⑦ 分析サンプルの写真
- ⑧ 企業概要
- ⑨ その他

事前相談をお受けした場合にも、質問をし、必要な追加書類の提出をお願いする場合があります。相談の助言には、ある程度の日数を要します。時間的な余裕をもって、ご相談ください。ご相談日にインボイス番号が確定していない場合もあり得ますが、この場合、相談窓口にお問合せください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の場合

提出書類の不足等がない場合や財団からの質問に対し回答をいただいた場合、ご相談を受けた日(質問の回答を得た日)から原則1週間以内に助言するよう努めています。管理システムには、その助言した日の次の業務日の午前中に登録するよう努力しています。ただし、書類等が不足している、相談内容に不明な点があるといった場合は、日数を要することになります。なお、税関申告予定日(当日)のご相談は、基本的にお受けできません。

環境省 地方環境局、経済産業省の場合

両省では、上記相談窓口で受け付けている貨物以外の、比較的、該非判断が難しい貨物等のご相談

を受け付けており、確認させていただく点が多いことから、審査にあたり日数を要することにご留意ください。（貨物の内容によっては、環境省（本省）と経済産業省で調整、協議するものもあります。）

なお、事前相談の助言は、原則地方環境局及び経済産業省からは口頭で、経済産業省の委託先からはメールでいたします。また、ご提出いただいた資料は原則返却いたしません。

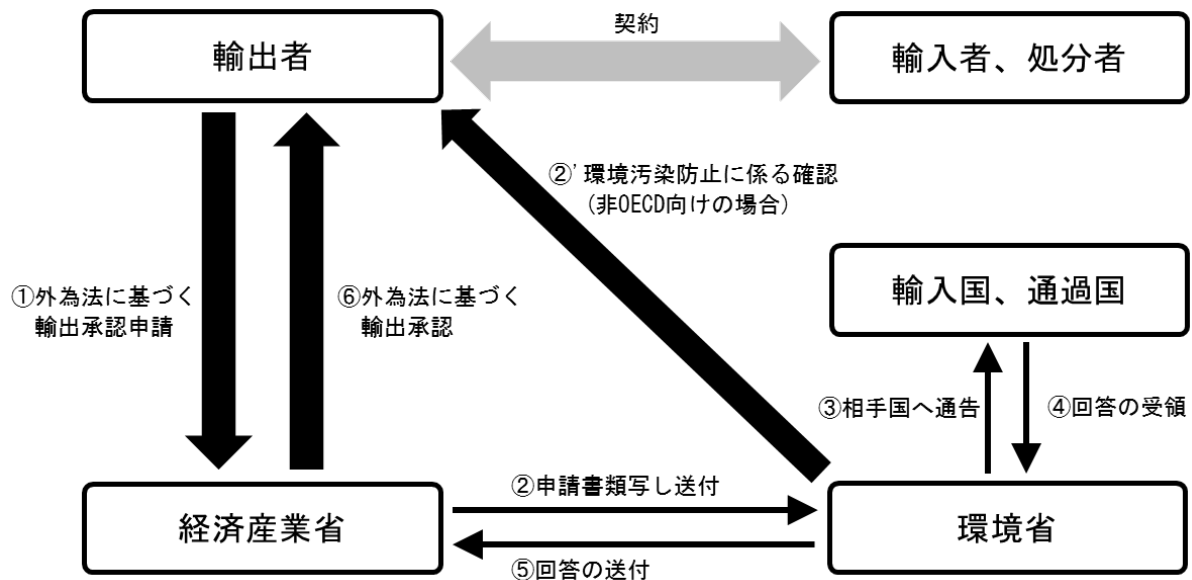
経済産業省の当該事前相談に係る委託事業は、年度が変わると受託者が変更となる場合もありますので、ご注意ください。

Ⅲ. 輸出に関する手続きの概要

外為法の輸出承認

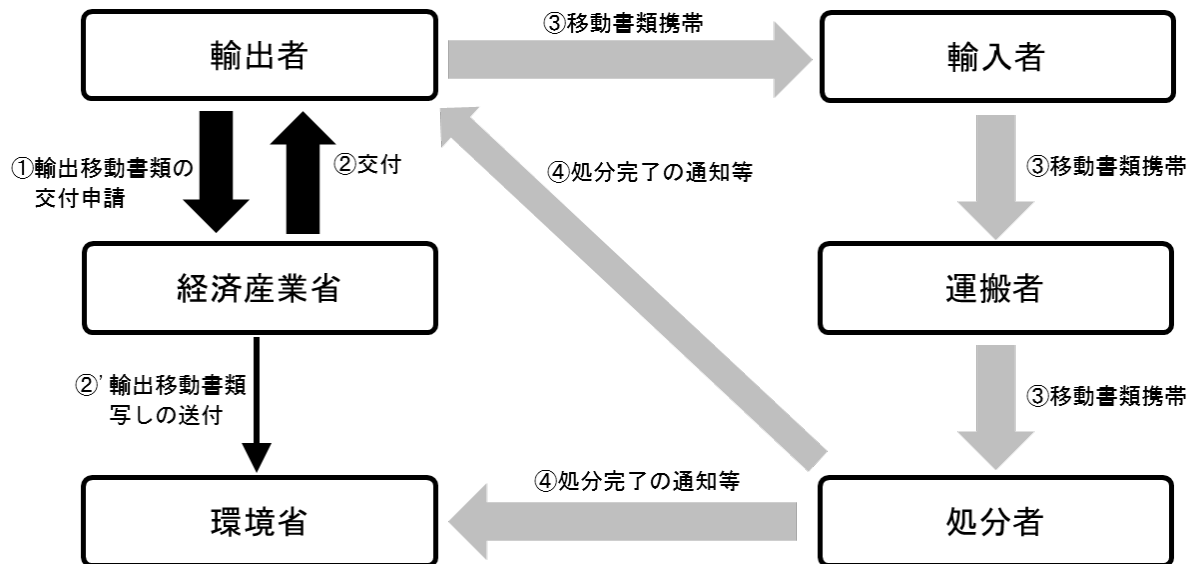
- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）で規制される貨物（特定有害廃棄物等）を輸出する者は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。輸出承認を受けるためには、外為法の輸出承認基準に適合（相手国（輸入国・通過国）からの書面による同意を含む）する必要があります。
- ・ 承認に係る手続きの流れは下図のとおりです。輸出者が輸出承認申請を経済産業省に行い（①）（※１）、経済産業省は申請書類の写しを環境省に送付します（②）。申請書類の内容に基づき、環境省がバーゼル法に基づき相手国に対して移動計画の通告を行い相手国の書面による同意を求めるとともに、輸出先国における環境汚染防止措置の確認を行います。（OECD 加盟国向けのリサイクル目的の輸出（鉛蓄電池を除く）を除く）（③）。環境省は、同意回答を受領（④）の後、同意回答及び環境汚染防止措置の確認結果を経済産業省に送付し（⑤）、経済産業省は輸出承認（⑥）を行います。

（※１）OECD非加盟国向けの輸出は、「環境保全の観点」について、環境省で事前審査を受けて下さい。



輸出移動書類交付申請及びその携帯、処分完了の通知

- ・ バゼル条約は、規制対象物の移動に当たり、移動書類を携帯することを義務付けています。輸出者は、バゼル法に基づき貨物を実際に輸出しようとするときは、輸出承認を受けた後、輸出移動書類の交付を申請し（手数料：10,600円（電子）～12,000円（書面）／輸出毎に必要です）、経済産業大臣より輸出移動書類の交付を受ける必要があります（①、②）。また、当該移動書類は輸出先国の当該貨物の処分が行われる施設まで携帯されなければなりません（③）。
- ・ 交付された輸出移動書類の写しは、バゼル法に基づき環境大臣に送付されます（②'）。
- ・ 移動回数が複数回にわたるものとして輸出承認を受けた場合、輸出承認後に交付される輸出移動書類は第1回目の移動に関するものであり、第2回目以降の移動の際には、移動ごとに交付申請を行い、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。
- ・ 輸出者は、輸入国内で特定有害廃棄物等が輸出移動書類の記載内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めなければなりません。輸出者は、処分者に対し、輸出者及び我が国環境省に特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を送付（④）するよう促してください。



申請手続き方法について

「外為法の輸出承認申請」及び「輸出移動書類交付申請」は、下記2つの方法で申請ができます。なお、輸出移動書類交付申請については、申請方法によって手数料が異なりますのでご注意ください。（電子申請手数料：10,600円、書面での申請手数料：12,000円）

（１）電子申請

電子申請を行う場合には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が提供するNACCSシステム（外為法関連業務）から申請可能です。
利用開始には以下の手続きが必要となりますので、輸出承認の申請時期を考慮し早めの利用登録をお願いします。

■電子申請（NACCS外為法関連業務）について

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

NACCSシステムをご利用いただくためには、まず、NACCSセンターへ利用申込みを行う必要があります。NACCSセンターより利用者IDの通知がありましたら、当該IDを用いて電子申請を行う許可・承認申請等の申請者名（申請業務を行う担当者ではありません）を、NACCS利用開始日前に、申請者届出にて経済産業省へ届け出てください。
詳細は、経済産業省 貿易管理課 電子化・効率化推進室（e-mail：bz1-qqfcbj@meti.go.jp）までお問合せください。

① NACCSセンターへの利用申込みについて

<https://bbs.nacccscenter.com/nss/appl.html> ②経済産業省への申請者届出手続き（登録・変更・廃止）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

（２）書面での申請

書面における申請は、提出先に郵送にて申請ください。

■提出先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話：03-3501-1659（直通）

IV. 外為法の輸出承認

バーゼル法が規制する貨物(特定有害廃棄物等)を輸出する者は、バーゼル法第4条第1項の規定に従い、外為法第48条第3項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。また、当該輸出承認の前に、環境省が相手国(輸入国及び通過国)に申請内容に基づき輸出に係る移動計画の事前通告を行い、相手国が当該貨物の輸入に係る同意を書面により示し、同書面を環境省が受領することが必要です。申請に必要な書類、輸出承認の基準等は以下のとおりです。

また、輸出承認申請は、NACCS 貿易管理システム(外為法関連業務)を利用して電子申請でも行えます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

輸出承認の申請

輸出承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 輸出承認申請書(別表第1の2) [2通] (参考4-1の様式及び記入例参照。)

※電子申請の場合、システム上に直接入力するため不要

- (2) 輸出承認申請の際の添付書類

仕向地、処分作業目的、及び輸出貨物によって添付書類が異なります。

- (a) OECD 加盟国向けであって条約附属書IVBに掲げる処分作業の目的(リサイクル目的)で輸出されるもの(鉛蓄電池(破碎されているか否かを問わない。)(以下「鉛蓄電池」という。))を除く。)の場合、下記①と②を提出
- (b) OECD 加盟国向けに条約附属書IVBに掲げる処分作業の目的(リサイクル目的)で輸出される鉛蓄電池の場合、下記①と③を提出
- (c) OECD の非加盟国(以下「OECD 非加盟国」という。)向けであって条約附属書IVに掲げる処分作業の目的(リサイクル目的若しくは最終処分目的)で輸出されるもの、又はOECD 加盟国向けであって条約附属書IVAに掲げる処分作業の目的(最終処分目的)で輸出されるものの場合、下記①と④を提出

※書類が日本語又は英語以外の場合は、必要部分について日本語又は英語への翻訳をお願いします。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1通(申請理由書様式によるもの)(参考4-2の様式及び記入例参照。)
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本1通、個人である場合は住民票の写し 1通(ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。)
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し(英語又は日本語以外の場合は、英語又は日本語の翻訳の提出が必要。日本語で書かれている場合には英語訳もしくは相手国で理解可能な言語の訳文を添付すること。) 1通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物のフロー図 1通(参考4-4参照。)
- ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。))に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類(申請書) 2通

※輸出承認を受けた後、実際に貨物を輸出する前に交付申請を行うもの（64 ページ；第Ⅵ章へ）。

ト 別紙様式（通告書）に示す書類 1 通（参考 4-5 の様式及び参考 4-6 の説明書を参照。）

※香港向けのモニターを輸出する場合は不要。

チ その他の必要と認められる書類 各 1 通

例えば、以下の書類が必要となる場合があります（これ以外の書類が必要となることもありますのでご協力ください。）。

a) 特別有効期間設定申請書（参考 4-7 参照。）

b) 予定移動期間が 1 年を超える場合の資料（OECD 向けの輸出の場合で、OECD 理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」向けの輸出に限る。）（参考 4-8 参照）

c) 貨物に係る情報（概要、カラー写真、成分分析表（参考 4-11 参照）等）

※使用済み鉛バッテリーのリサイクル目的での輸出のように、明らかに特定有害廃棄物等である場合は成分分析表の提出は不要です。原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。成分分析表は英文版（英語併記も可）をお願いすることがあります。

d) 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、FAX 番号、E-mail アドレスが確認できる名刺等の写し

e) 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨等の確認書

※市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合（参考 4-12 の記入例参照）

f) 発生工程図（日本における対象貨物の発生工程がわかるもの 参考 4-9 参照）

g) 処理施設概要、処理工程図（輸出先の処理施設、工程がわかるもの 参考 4-10 参照）

② OECD 加盟国向けであって条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注 1）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各 1 通

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注 2）（注 3） 各 1 通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類。（参考 4-13, 14 参照）

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への 1 トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での 1 トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での 1 トン当たりの 90 日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0 として計算する。

（注 1）上記②には、条約附属書ⅣBに掲げる処分作業に係る分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第Ⅱ章 D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を 50 ppm（百万分率）以上含むもの又は 25 キログラムを超えるものを含む。

（注 2）分析試験を行うもの場合は、上記ロの書類の提出を要しない。

（注 3）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分につ

いて保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し各1通

ロ 申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3）（参考4-13,14参照） 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4） 各1通

a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

d) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

f) 輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類

g) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

h) 輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図

i) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

j) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

k) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

l) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受け

ていることを証する書類

m) 鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面

n) その他条約的確かかつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

o) その他必要と認められる書類

(注1) 上記③には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) 輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

d) 輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

f) その他条約的確かかつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④ 上記②又は③以外(OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであって上記②又は③以外のもの)の場合(注1)

イ 申請の理由に関する次の書類 いずれか1通

a) 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

b) 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類(注2)(注3)(参考4-13,14参照) 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書(前年度のもの)

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用)(※)

- C_s : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）
 Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
 F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

二 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4）（注5） 1通

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
- f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
- g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
- h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
- i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
- k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
- l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
- m) 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
- n) その他条約的確かかつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- o) その他必要と認められる書類

ホ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の記名のある次の書類 各1通

- a) 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
- b) 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

（注1）上記④には、OECD加盟国向けにあっては条約附属書ⅣAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣA及びBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

（注2）分析試験を行うためのものの場合、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記二の書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
 - c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
 - d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
 - e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
 - f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
 - g) その他必要と認められる書類
- (注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。
- (注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記二の書類の提出は不要とする。
- (注5) モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。(参考 4-15 参照)

輸出承認の基準

輸出承認の申請は、以下の基準に該当する場合に限り承認されます。

- (1) 条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池を除く。)のOECD加盟国向けの輸出承認
 - (注1) 当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。
また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記輸出承認の申請(3)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。
 - ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国から書面による同意を得ていること。
ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。
 - ② 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決め(以下「輸出入等に係る契約等」という。)が存在すること。当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。
 - ③ 次のいずれかに該当すること(分析試験を行うための輸出を除く。)。
 - イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
 - ④ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- (2) 条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池に限る。)のOECD加盟国向けの輸出承認(注1)

当該申請が上記「輸出承認の申請」に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 鉛蓄電池の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。

また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

- ③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）

イ 輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

- ④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

- ⑤ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- （3）上記（1）又は（2）以外（OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであって上記（1）又は（2）以外のもの。）の輸出の承認（注2）

特定有害廃棄物等のOECD非加盟国向けの輸出又はOECD加盟国向けであって処分目的での輸出の承認は、当該申請が上記「輸出承認の申請」に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記「輸出承認の申請」（3）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。

- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

- ④ 輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

- ⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しない

ときにはこの限りでない。

- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸出の相手国から確認を得ていること。
 - ⑦ 輸出される特定有害廃棄物等が、分析試験を行うためのものでない場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
 - イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
 - ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
 - ⑨ 香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。
 - ⑩ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。
- (注1) 上記(1)及び(2)には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。
- (注2) 上記(3)には、OECD加盟国向けにあっては条約附属書IVAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約附属書IVA又はBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

なお、上記「輸出承認の申請」に従って申請を行った場合であっても、日本(環境省)から相手国当局に輸出に係る事前通告を送付した後、相手国当局から環境省宛に、輸入又は通過の同意に必要なとして、各国の法令に照らして追加の資料提出や通告内容の修正等が求められる場合があります。この場合には、環境省又は経済産業省から相手国当局が求める対応の内容について輸出者に連絡されますので、必要な追加書類を環境省又は経済産業省に提出する又は輸出者の責任において相手国の要求に対応するようお願いいたします。

また、環境省から輸出の相手国等へ事前通告を送付しても、相手国当局の判断等により輸入等の同意回答が送付されない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

輸出承認の条件

輸出承認の申請が承認される場合は、次の条件が付されます。(輸出承認証の条件欄に記載されます。)

- 1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

申請書類の記載について

輸出者は、下表の資料について、チェックポイント(書類提出前に最低限、確認いただきたいポイント)をご確認のうえ、資料を作成、提出してください。

これらはバーゼル法規制対象物の輸出申請における主なものであり、案件に応じて、必要な追加情報等の提出を要請することがあります。

書類名等	チェックポイント	サンプル
(1) 輸出承認申請書	☐ 電子申請の場合は、直接入力のため本様式の作成は不要。 ☐ 申請を別に分ける必要がある場合 ・買主が複数。 ・処分者が複数。 ・OECD 非加盟国向けの輸出で、輸入港（税関）又は輸出港（税関）が複数ある場合 ・貨物が複数ある場合（廃プラスチックの種類が異なる場合は、通常、一つの申請で可。他相談ください） ☐ 「数量」： ・契約書の数量を記載する。別紙様式（通告書）5. 予定総移動量と同じとする。別紙様式（通告書）6. 予定運搬期間で申請する期間（最長1年申請可能）に輸出を行う総量となる。 ・「ただし、数量及び総額が <u>X</u> %増加することがある。」の欄は、パズル貨物、廃掃法の貨物には使用できないため、「×」を記入。数量の増減の可能性場合は、「数量」に最大の数量を記載する。 ・数量が多い場合、再輸入等に要する費用も多くなることに留意。 ・原則として契約書の数量、輸出承認申請書、別紙様式（通告書）の数量は一致している必要があります。 ☐ 「単価」： ・契約書等に記載された単価を記入。相場変動等があり、単価が契約書に明記されていない場合は、合理的に説明のつく単価で申請する。（輸出承認申請理由書 5. ②で単価の説明を行う。例：過去1年の単価は概ねUS\$〇〇～△△/MT で変動していることから、一番高い値のUS\$△△/で申請します等） ☐ 他記入例を参照のこと。	参考 4-1
(2) 輸出承認申請理由書	☐ 「最終需要者」は別紙様式（通告書）の 10. 処分者（リサイクルを行う者）と同じ。中間処理者、最終処理者がある場合は要相談のこと。 ☐ 「単価」相場変動等があり、単価が契約書に明記されていない場合は、合理的に説明のつく単価で申請し、5. ②で単価の説明を行う。例：過去1年の単価は概ねUS\$〇〇～△△/MT で変動していることから、一番高い値のUS\$△△/で申請します等） ☐ 「6. 最終需要者の用途」工程、製品を簡易に説明のこと。 ☐ 他記入例を参照のこと	参考 4-2
(3) 取引契約書 （輸出者、輸入者、処分者）	☐ 日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要。なお、日本語の場合は英語または輸入国で理解可能な言語の翻訳が必要。）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。	参考 4-3

	□ 契約書の有効期間：通告書（別紙様式）6 欄。輸出予定期間をカバーしているか。（申請可能な最長の輸出予定期間は 1 年のため）輸出予定期間を 1 年で申請する場合は、契約書の有効期間も 1 年以上とする（例：申請を 2022 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までとする場合は、契約書も同じ期間以上とする）。特に、有効期間の自動更新条項がない場合は、特に契約の開始日と終了日が輸出予定期間をカバーしていることを確認すること。なお、契約書に有効期間の自動更新条項がある場合でも、提出時点において契約締結日から 5 年を超過している契約については、当該契約が提出時点において有効である旨を説明する書面を提出すること（5 年以内に当該書類を提出している場合には、提出不要）。 □ （輸入者＝処分者※の場合）輸出者と処分者の間の契約であるか。 ※処分者：バーゼル条約における処分作業を行う者のこと。処分作業には、リサイクルと廃棄作業の両方が含まれる。 □ （輸入者≠処分者の場合）輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約が提出されているか（※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約書の提出が必要。）。 □ 取引の対象物（＝バーゼル法の対象物）及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。 □ 処分者・処分場所が記載されているか。 □ 取引数量が明記されているか（※通告書（別紙様式）5. 予定総移動量、輸出承認申請書等で申請される数量と同じ数量が記載されていること。 ※原則として契約書の数量、輸出承認申請書、別紙様式（通告書）の数量は一致している必要があります。 （通常、申請可能な最長期間は 1 年となるため、最大の数量は 1 年の契約とした場合の 1 年分の取引数量となる）。 □ 契約書に単価が明記されていない場合は、申請する単価について、輸出承認申請理由書の 5. ②数量及び価格の欄で説明を行うこと 【非 OECD 加盟国への輸出の場合】 □ <輸出者と処分者の間の契約書>契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか（※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別である場合は、各々の契約において、明記すること）。文言はサンプル参照のこと。 【OECD 加盟国への輸出の場合】 □ <輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書>輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか（※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること）。文言はサンプル参照のこと。	
--	--	--

運搬契約書	☐ 日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。 ☐ 契約書の有効期間：通告書（別紙様式）6欄 輸出予定期間をカバーしているか。（申請可能な最長の輸出予定期間は1年のため）輸出予定期間を1年で申請する場合は、契約書の有効期間も1年以上とする（例：申請を2022年5月1日から2023年4月30日までとする場合は、契約書も同じ期間以上とする）。特に、有効期間の自動更新条項がない場合は、特に契約の開始日と終了日が輸出予定期間をカバーしていることを確認すること。なお、契約書に有効期間の自動更新条項がある場合でも、提出時点において契約締結日から5年を超過している契約については、当該契約が提出時点において有効である旨を説明する書面を提出すること（5年以内に当該書類を提出している場合には、提出不要）。 ☐ 「通関以降の陸送～海上輸送等～輸入国内輸送」等、輸出通関完了から処分まで、全ての物流ルート of 運搬契約書が提出されているか。 ☐ 運搬区間、運搬の対象物（バーゼル法の対象物）が特定されているか（契約書に明記されていない場合、その他の確認書類の提出を求めることがある）。 ※申請時に上記内容の契約書の提出が難しい場合には相談のこと。 ※OECD非加盟国向けの輸出については、契約書の代わりに見積り等の書類でも可とする。（社名、運送区間、運送手段等がわかるもの）、	
貨物のフロー図	☐ 本申請にかかる関係者が漏れなく記載されているか（※サンプルに倣って作成すること）。	参考 4-4
日本の発生施設での発生工程図（注1）	☐ バーゼル法の対象物の発生工程が明確に理解できる内容か。 ☐ 発生者の名称は記載されているか。 ※OECD 非加盟国向けの輸出の場合、環境保全の観点の資料として、既に資料を提出した場合は提出不要。	参考 4-9
輸出先での処理工程及び処理施設概要	☐ 処理施設の住所、処理工程の概要等が記載されているか ☐ 複数の金属が精製される場合は、金属毎の処理工程が記載されているか（同じ資料内で記載しても可）。 ※OECD 非加盟国向けの輸出の場合、環境保全の観点の資料として、既に資料を提出した場合は提出不要。	参考 4-10
成分分析表	☐ 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか（※過去の申請で提出した成分分析表を使用する場合は、当該申請と本申請の対象物が同種の物である旨の理由書を作成のうえ、添付すること）。 ☐ 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。 ☐ 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが読み取れるか。 ☐ 英文版も提出を要する場合があります（日本語版に英語併記も可） ※特定有害廃棄物等に該当するか否かを行政に相談したい場合は、事前相談（環境省地方環境局又は経済産業省委託先の公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）をご利用ください。	参考 4-11

	※1. 使用済廃鉛バッテリーのリサイクル目的の輸出のように、明らかに特定有害廃棄物等である場合は成分分析表の提出は不要。 ※2. OECD 非加盟国向けの輸出の場合、環境保全の観点の資料として、既に成分分析表を提出した場合は、同じもので可。	
写真	☐ バーゼル法の対象物が鮮明に写っているか。 ☐ 複数の対象物が混載している場合、品目毎の写真を提出しているか。 ※OECD 非加盟国向けの輸出の場合、環境保全の観点の資料として、既に写真を提出した場合は、同じもので可。	
逆有償になる場合の確認書	（市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合） ☐ 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物処理法に基づく輸出確認を得る旨の確認書があるか。 ※要否については相談のこと。	参考 4-12
廃掃法の輸出の確認証の写し	☐ 廃掃法の対象貨物の場合のみ必要。	
再輸入費用関係の書類	☐ バーゼル条約上の再輸入の義務の履行のため、輸出者の経理的基礎を確認するもの。 ☐ ①「再輸入等に要する費用に係る見積書」（②のそれぞれの見積書をもとに総費用を計算したもの。参考 4-13 参照）②運搬単価、処分単価、保管単価 90 日分のそれぞれの見積書（計算の基礎となる数量、③「再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類」が必要）。 ☐ ①については記載要領を参照。「特定有害廃棄物の量」は、想定する輸出回数が 3 回までの場合は輸出の総数量とし、4 回以上の場合は、総数量の $1/4$ として計算する。 ☐ 「処分単価」については、有価物である場合はゼロで計算する。 ☐ ③「再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類」は、申請者の財務（直近の決算時）からまかなえる場合は、記載要領に従い誓約書を作成する。そうでない場合は、銀行保証、保険等の当該費用を支払うことができる旨を示す書類、それにより支払う旨の誓約書を提出する	参考 4-13 参考 4-14
適用品目についての書類 (OECD 非加盟国向けの場合)	☐ 要否について相談のこと（廃プラスチック は通常不要）	

輸出承認申請に必要な書類の様式と記入例

(参考 4-1)輸出承認申請書 (様式及び記入例)

別表第一の二

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は _____ 税関長殿

申 請 者

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____ 申請年月日 _____
住 所 _____ 電話番号 _____

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 _____ 住 所 _____
 (2) 荷受人 _____ 住 所 _____
 (3) 仕向地 _____ 経 由 地 _____
 (4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令	単 位	数 量	価 額	
		別表第2 貨物番号			単 価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{外国為替及び外国貿易法第67条第1項} \\ \text{輸出貿易管理令第2条第1項第1号（及び第 } \text{号）} \\ \text{輸出貿易管理令第8条第2項} \end{array} \right\}$ の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
 (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
 (4) この申請書は、輸出貨品管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

サンプル

- 以下の場合には別々の申請が必要。
 ① 買主（輸入者）が異なる
 ② 処分者が異なる。
 ③ 輸出港又は輸入港が複数
 (OEC 非加盟国向けの場合)
 ④ 貨物が複数（ご相談下さい）

輸出承認申請書

根拠法規	輸出税	条第1項第2号
主務官庁	電子申請の場合は、直接入力のため作成不要	業 省

経済産業大臣又は

代表者が申請
すること

長殿

申請者

氏名又は名称 ●●●株式会社 代表取締役 △△△△
 及び代表者の氏名

申請年月日 20x x年x x月x x日

住 所 東京都 ~

電話番号 03-XXXX-XXXX

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

買主の社名、住所は、売買契約書、名刺等にかかれた社名、住所を省略せずに記載すること。国名まで記載。

取引の明細

(1) 買主名 ○○○○

仕向地は「国名」を記載。港名や地名は不要。

住 所 ●●●●

(2) 荷受人 買主と同じ

住 所 買主と同じ

(3) 仕向地 インド

経 由 地 シンガポール

経由地は積替えを行う「国名」を記載。ない場合は、DIRECT と記載。（注）別紙様式（通告書）15欄の通過国は、積替え国に加え、船が寄港する国等も含むため留意する。

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第2 貨物番号	単 位	数 量	価 額	
					単 価	総 額
○○○	なし	35-2(1)	M/T	1,000	US\$80	US\$ 80,000
型及び等級がある場合は書いてください		35-2(1) 特定有害廃棄物等(パーゼル) 35-2(2) 廃棄物（廃棄物処理法）	契約書の数量を記入する。別紙様式（通告書）5 欄。予定総移動量と同じとすること。申請可能な期間は最長1年のため、1年の申請の場合は、契約書の有効期間を1年以上とし、契約書に定めた数量を申請。		契約書の単価を記載。記載がない場合は、輸出承認申請理由書に申請する単価の説明を記載。	
				計 1,000		計 US\$80,000

（ただし、数量及び総額が X %増加することがある。）

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号（及び第 号）
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

「×」を入れる。
 パーゼル、廃掃法
 貨物では使用不可。

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

記載しないで下さい。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印
裏面は、記載しないでください						

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

(参考 4-2)輸出承認申請理由書 (様式及び記入例)

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名)
(住 所)
担当者 (所属部署名)
(氏 名)
(電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. バゼル条約締約国又は OECD 加盟国
3. 買主名及びその住所
4. 最終需要者名及びその住所
5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名 (商品名、型及び等級)
 - ② 数量及び価格
6. 最終需要者の用途
7. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

注意点

申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること (その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを記入すること)。

2018年 XX月 XX日

経済産業大臣 あて



申請者 株式会社〇〇〇〇
東京都〇〇市〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
担当者 〇〇本部〇〇課
〇〇 〇〇
0423-XX-XXXX

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
〇〇〇〇国
2. バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国
OECD加盟国
3. 買主名及びその住所
買主名：〇〇〇〇
住 所：XXX, □□□□, 〇〇〇〇
4. 最終需要者名及びその住所
買主と同じ
5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名（商品名、型及び等級）
〇〇〇〇（型及び等級なし）
 - ② 数量及び価格
数量：X,XXX M/T 価格：総額 US\$ XXX,XXX （単価 XXXUS\$/MT）
6. 最終需要者の用途
精錬した後精製し、〇〇地金を製造する。
7. 輸出の理由及び経緯
〇〇〇〇国において必要とされる原材料として買主より引合いのあったもの。

（注） 用紙の大きさは、A列4番とします。

参考 4-3：契約書

＊以下の契約書は主なチェックポイントを示すサンプルであり、実際に提出いただく契約書が以下の形式でなければいけないということではありません。

■取引契約書

サンプル

- 契約書は、日本語または英語か（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要）。

SALES AGREEMENT

Between

The Shipper:

KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD.
100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

And

The Recycler:

ABC WASTE SERVICES LTD.
3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand

- （輸入者＝処分者の場合）輸出者と処分者の間の契約であるか。
- （輸入者≠処分者の場合）輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約であるか（※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約の提出が必要。）。

- 契約書の日付は記載されているか。

This Sales Agreement (“Agreement”) is made as of 31 January 2013 (“Effective Date”) by and between KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD. with its principal place of business at 100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan (“The Shipper”), and ABC WASTE SERVICES LTD. with its principal place of business at 3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand (“The Recycler”) (individually “Party” and collectively “Parties”).

Now, therefore, in consideration of the mutual agreements contained herein, the Parties hereto agree as follows:

Section 1 (Objective)

The objective of this Agreement is to ensure that Shipper sells to the Recycler and the Recycler purchases from the Shipper the Products defined in Section 2 and the Recycler recycles it to recover precious metals from the Products.

Section 2 (Products)

The Product to be sold and purchased in this Agreement is defined as Printed Circuit Board retrieved from desk top computers (“Products”).

- 契約書では、取引の対象物（＝パーゼル法の対象物）及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。

- 取引数量が記載されているか。数量は通告書（別紙様式）の5. 予定総移動量、輸出承認申請書の数量と同じ。

Section 3 (Quantity)

The maximum quantity of the Products to be sold and purchased in this Agreement is one hundred tons in annum.

Section 4 (Recycling Facility)

The Recycler shall recycle the Products in ABC WASTE SERVICES Recycle Center, which is owned by the Recycler and located in 200 ○○○-town, ～地名、国名

- 処分者・処分場所が記載されているか。

(中略)

【非 OECD 諸国への輸出の場合】＜輸出者と処分者の間の契約書＞

- 契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか。(※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別個である場合は、各々の契約において、明記すること)

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the Basel Convention and domestic laws and regulations in Japan and Thailand concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where pollution arises, the Party responsible for the pollution shall be responsible for addressing problems entailed by it.

【OECD 諸国への輸出の場合】＜輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書＞

- 輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか。(※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること。)

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the OECD Council Decision C(2001)107/FINAL and domestic laws and regulations in Japan and Republic of Korea concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out before delivering the Products in Busan Port, Republic of Korea that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Shipper, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out after getting the delivery of the Products in Busan Port, Republic of Korea that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Recycler, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner.

(中略)

- 契約書の有効期間は、通告書(別紙様式)の 6. 予定運搬期間をカバーしているか。(以下の書きぶりか又は、2022 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日など) なお、申請可能な予定運搬期間は最長1 年間(OECD 事前同意施設は 3 年)。※有効期間の自動更新条項があっても、申請時点において契約締結日から 5 年を超過している契約については、当該契約が申請時点において有効である旨を説明する書面を提出すること。)

Section 15 (Term)

This Agreement shall be valid from one year from Effective Date and automatically renewed and extended for another one year period subsequently unless otherwise either Party notifies the other Party of its unwillingness to extend the duration of this Agreement in writing at least three months before the expiration of the original duration.

(中略)

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused their authorized representatives to execute this Agreement as of the date first above written.

The Shipper : KASUMIGASEKI RECYCLING CO. LTD.

By: _____

Name: Ms. XXXX
Title: General Manager

- 契約当事者の署名または押印がなされているか(※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること)。
- 契約書の文字、署名、押印が鮮明か(※容易に判別できること)。

The Recycler :, ABC WASTE SERVICES LTD.

By: _____

Name: Mr. ZZZZ
Title: Managing Director

(参考 4-4)運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図



【特定有害廃棄物等の運搬に関する書類】

イ

梱包の形態及び数量：

ロ

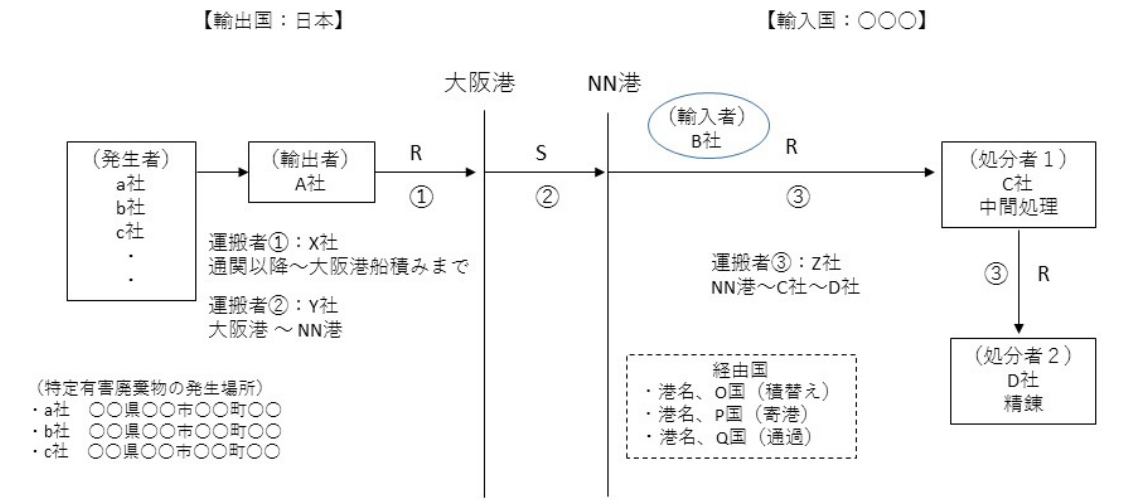
運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細：貨物のフロー図参照

ハ

特別な取扱いの指示：

作成日：年 月 日

貨物のフロー図



【注意事項】

当該申請の関係者を遺漏なく記述する。物流ルート上、輸出者や輸入者等を経由しない場合、図内の余白に記載する。
運搬者は、通関以降から処分までの運搬を行う者とする。
同じ区間で複数の運搬業者を起用する可能性がある場合は、すべて記載する。

- ・ すべての項目において、通告書類の記載内容と必ず一致させる。
- ・ 発生者が多数の場合は、～等としてもよい。
- ・ 輸出港、輸入港は、1申請につき、あらかじめ指定する各1港のみ可（OECD非加盟国の場合）。

(参考 4-5)別紙様式 (通告書) に示す書類 (様式)

(別紙様式)

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		3. Notification No: Notification concerning A.(i) Individual shipment: ☐ (ii) Multiple shipments: ☐ B.(i) Disposal (1): ☐ (ii) Recovery : ☐ C. Pre-consented recovery facility (2,3) Yes ☐ No ☐	
2. Importer - consignee Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		4. Total intended number of shipments: 5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m ³ : (4): 6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date Last date:	
8. Intended carrier(s) Registration No: Name(7): Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		7. Packaging type(s) (5): Special handling requirements (6): Yes: ☐ No: 11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): Technology employed (6): Reason for export (1;6):	
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6) Process of generation (6)		12. Designation and composition of the waste (6): 13. Physical characteristics (5):	
10. Disposal facility (2): ☐ or recovery facility (2): ☐ Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: (viii) H-code* (5): (ix) UN class (5): (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*:	
15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)			
State of export - dispatch		State(s) of transit (entry and exit)(6)	
(a)JAPAN			
(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			
(c)			
16.Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community):			
Entry:		Exit: Export:	
17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (1) declaration: I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.			
Exporter's - notifier's name:		Date: Signature: (Printed name) ()	
Generator's - producer's name:		Date: Signature: (Printed name) ()	
		18. Number of annexes attached	
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)			

19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1) : Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority: Stamp and/or signature:	20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: ☐ If Yes, see block 21 (6): ☐ Name of competent authority: Stamp and/or signature:
21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting	

(1) Required by the Basel Convention

(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facility(ies) when required

(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies

(4) Attach detailed list if multiple shipments

(5) See list of abbreviations and codes on the next page

(6) Attach details if necessary

(7) Attach list if more than one

(8) If required by national legislation

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)			
D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)		
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)		
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)		
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)		
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)		
D6	Release into a water body except seas/oceans		
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion		
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list		
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)		
D10	Incineration on land		
D11	Incineration at sea		
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)		
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list		
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list		
D15	Storage pending any of the operations in this list		
RECOVERY OPERATIONS (block 11)			
R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)		
R2	Solvent reclamation/regeneration		
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents		
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds		
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials		
R6	Regeneration of acids or bases		
R7	Recovery of components used for pollution abatement		
R8	Recovery of components from catalysts		
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil		
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement		
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10		
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11		
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list.		
PACKAGING TYPES (block 7)		H-CODE AND UN CLASS (block 14)	
1. Drum			
2. Wooden barrel	UN Class	H-code	Characteristics
3. Jerrican			
4. Box	1	H1	Explosive
5. Bag	3	H3	Flammable liquids
6. Composite packaging	4.1	H4.1	Flammable solids
7. Pressure receptacle	4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion
8. Bulk	4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
9. Other (specify)			
MEANS OF TRANSPORT (block 8)			
R = Road	5.1	H5.1	Oxidizing
T = Train/rail	5.2	H5.2	Organic peroxides
S = Sea	6.1	H6.1	Poisonous (acute)
A = Air	6.2	H6.2	Infectious substances
W = Inland waterways	8	H8	Corrosives
	9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water
	9	H11	Toxic (delayed or chronic)
	9	H12	Ecotoxic
	9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above
PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)			
1. Powdery/powder			
2. Solid			
3. Viscous/paste			
4. Sludgy			
5. Liquid			
6. Gaseous			
7. Other (specify)			

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.

参考（和訳版）（別紙様式）

特定有害廃棄物等の越境移動のための通告書

[illegible]

17. 輸出者及び発生者(1)による申告： 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、並びに、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が現に有効であること及び将来発効することを証明します。 輸出者名： 日付： 署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）： 発生者名： 日付： 署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：		18. 添付資料の数
権限のある当局使用欄 (以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可)		
19. 輸入国／通過国(1)の権限のある関連当局による受領確認： 国： 通告受領日： 受領確認送付日： 権限のある当局の名称： 押印及び／又は署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：	20. 移動に対し権限のある当局（国）が回答した書面による同意(1; 8)： 同意日： 同意発効日： 失効日： 特定条件：なし ☐ ありの場合第 21 欄を参照(6) ☐ 権限のある当局の名称： 押印及び／又は署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：	
21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由		

- (1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
- (2) R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業の場合、R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1-R11 又は D1-D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
- (3) OECD 域内の移動及び第 3 欄の B(ii)に該当する場合のみ、記入すること。
- (4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
- (5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
- (6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
- (7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
- (8) 関係国の法令により必要とされている場合。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）			
D1	地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）		
D2	土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）		
D3	地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）		
D4	表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）		
D5	特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）		
D6	海洋を除く水域への放出		
D7	海洋への放出（海底下への挿入を含む）		
D8	この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの		
D9	この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）		
D10	陸上における焼却		
D11	海洋における焼却		
D12	永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）		
D13	この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合		
D14	この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包		
D15	この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管		

回収作業（第 11 欄）			
R1	燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）		
R2	溶剤の回収利用又は再生		
R3	溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用		
R4	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用		
R5	その他の無機物の再生利用又は回収利用		
R6	酸又は塩基の再生		
R7	汚染の除去のために使用した成分の回収		
R8	触媒からの成分の回収		
R9	使用済みの油の精製又はその他の再利用		
R10	農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理		
R11	R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用		
R12	R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換		
R13	この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積		

こん包の形態（第 7 欄）		H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）	
1. ドラム缶	国際連合 分類区分	H 番号	特性
2. 木樽			
3. ジェリー缶			
4. 箱		H1	爆発性
5. 袋		H3	引火性の液体
6. 混合こん包		H4.1	可燃性の固体
7. 圧縮容器		H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
8. ばら積み		H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
9. その他（明細を記入するこ			

と)			前ページからの続き
運搬手段（第 8 欄） R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.1	H5.1	酸化性
	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
	9	H11	毒性（遅発性又は慢性）
	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物
物理的特性（第 13 欄） 1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘着性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）			

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No: Name: XXXXSHOJI CO., LTD Address: X-X-X, XXXX XX-SHI, TOKYO, JAPAN Contact person: XXXX XXXX Tel: 81-42-XXX-XXXX Fax: 81-42-XXX-XXXX E-mail: XXXX@XXXX.co.jp		3. Notification No: Notification concerning A.(i) Individual shipment: ☐ (ii) Multiple shipments: ☒ B.(i) Disposal (1): ☐ (ii) Recovery: ☒ C. Pre-consented recovery facility (2,3) Yes ☐ No ☒													
2. Importer - consignee Registration No: Name: XXXX Address: XXXX, XXXX, XXXX, XXXX Contact person: XXXX XXXX Tel: 32-XXX-XXXX Fax: 32-XXX-XXXX E-mail: XXXX@XXXX.com		4. Total intended number of shipments: XX 5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m³: (4) X,XXX													
8. Intended carrier(s) Registration No: Name(7): Address: SEE ATTACHED LIST NO. 1 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5): R-S-R		6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date 01/12/2018 Last date: 30/11/2019 7. Packaging type(s) (5): 1, 5 Special handling requirements (6): Yes: ☐ No: ☒ 11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): R4 Technology employed (6): REFINERY Reason for export (1,6): RECOVERY													
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Registration No: Name: Address: SAME AS BLOCK 1 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6), SAME AS ABOVE Process of generation (6) REFINERY		12. Designation and composition of the waste (6): XXXX													
10. Disposal facility (2): ☐ or recovery facility (2): ☒ Registration No: Name: Address: SAME AS BLOCK 2 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		13. Physical characteristics (5): X 14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: AXXXX (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: 100811 (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: YXX (viii) H-code* (5): HXX (ix) UN class (5): X (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*: XXXX.XX													
15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port) <table border="1"> <thead> <tr> <th>State of export - dispatch</th> <th>State(s) of transit (entry and exit)(6)</th> <th>State of import - destination</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)JAPAN</td> <td>XX, XX, XX</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT</td> <td>SEE ATTACHED LIST NO 2</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>(c) ANY PORT IN JAPAN</td> <td>XX, XX</td> <td>XX</td> </tr> </tbody> </table>				State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination	(a)JAPAN	XX, XX, XX	XX	(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT	SEE ATTACHED LIST NO 2	XX	(c) ANY PORT IN JAPAN	XX, XX	XX
State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination													
(a)JAPAN	XX, XX, XX	XX													
(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT	SEE ATTACHED LIST NO 2	XX													
(c) ANY PORT IN JAPAN	XX, XX	XX													
16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community): Entry: Exit: Export:															
17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (1) declaration: I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.															
Exporter's - notifier's name: XXXX XXXX Date: 01/10/2018 Generator's - producer's name: XXXX XXXX Date: 01/10/2018		Signature: サイン (Printed name) (XXXX XXXX) Signature: サイン (Printed name) (XXXX XXXX)													
18. Number of annexes attached 2															
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)															
19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1) : Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority: Stamp and/or signature:		20. Written consent (1,8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: ☐ If Yes, see block 21 (6): ☐ Name of competent authority: Stamp and/or signature:													
21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting															

(1) Required by the Basel Convention

(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facility/ies when required

(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies

(4) Attach detailed list if multiple shipments

(5) See list of abbreviations and codes on the next page

(6) Attach details if necessary

(7) Attach list if more than one

(8) If required by national legislation

(参考 4-6) 通告書作成のための説明書

< 記入上の注意点 >

輸出は、輸入国から同意を得た通告書の記載の範囲内で可能（変更は不可または可能な場合も再度の通告等が必要）となるため、作成の際には十分留意すること。

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。

日付は、原則、6桁又は8桁の表記を用いること。例えば、2018年10月1日は01.10.18（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する場合がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」）。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第18欄は、輸出者が記入すること（第3欄の通告番号を除く）。可能な場合は、特定有害廃棄物等の発生者が第17欄にも署名すること。

欄中の脚注番号(1)～(8)については、欄外の脚注を参照すること。

< 記載要領 >

第1欄及び第2欄：輸出者及び輸入者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。これら情報は、特定有害廃棄物等の移動中に、必要に応じて、容易に連絡が取れるようにするため記載を求めるものである。

第3欄：次のいずれかを表示するために、該当する枠内にチェックを入れること。なお、通告番号は、経済産業省において記入するので空欄にしておくこと。

(A) (i) 通告が1回の移動を対象としているか、又は (ii) 複数回の移動を対象としているか（包括的通告）。

(B) 運搬する特定有害廃棄物等が (i) 処分を目的としているか（OECD 加盟国向けの場合は対象外）、又は (ii) 回収を目的としているか。

(C) 運搬する特定有害廃棄物等の目的地が、OECD 理事会決定（※）における「アンバー規制手続」のケース2に従い、黄級規制手続が適用される特定の特定有害廃棄物等を受け入れるた

めに、事前の同意が与えられている施設（Pre-consented recovery facility）であるかどうか（輸入国により与えられる承認であり、該当するかどうかは輸入者に確認する）。

※環境省ホームページを参照：<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html>

第4欄、第5欄及び第6欄：1回又は複数回の移動について、第4欄に予定移動回数を記入すること（回数を後で増やすことはできない）。第5欄には特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位での表記も可能であるが、これらを用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。（なお、重量はNETで記入する）

複数回の移動の場合、総運搬量は第5欄で申告した量を超過してはならない（総運搬量は、移動書類上の数量の総合計。通関数量の合計ではない。）。第6欄には、予定される移動の開始日及び完了日（複数回の移動の場合は最後の移動の完了日。なお、輸入国により完了日の考え方は異なるので（完了日までには輸出又は輸入の必要等）、輸入者を通じて必ず確認してください）を記入すること。予定移動期間は1年を超えることができない（OECD理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」向けの輸出にあつては、予定移動期間は3年を超えることができない）。なお、バーゼル条約では、判明している場合には、第5欄及び第6欄又は添付資料に個々の運搬の予定期間を記入する必要がある。

輸入国の権限のある当局が同意書を交付した場合において、同意書に記載された有効期限又は第20欄に記載された有効期間と第6欄で示された予定期間が異なる時は、権限のある当局の決定は第6欄の情報に優先する。

第7欄：こん包の形態は「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された分類記号を用いて表示すること。特別の取扱の指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をする必要があるような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記入し、添付すること。複数記入可。

第8欄：特定有害廃棄物等の運搬者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。複数の運搬者が関わる場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段については、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された略語を用いて表示すること。同一ルートで複数の運搬者の記入可。

第9欄：特定有害廃棄物等の発生者についての情報を記入すること。輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である時は、「SAME AS BLOCK 1」（第1欄に同じ）と記入すること。複数の発生者が存在する場合は、「SEE ATTACHED LIST No.X（添付Xを参照）」等と書き、それぞれの発生者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。発生者が不明の場合は、当該特定有害廃棄物等を所有又は管理する者（輸出者等）の氏名又は名称を記入すること。また、特定有害廃棄物等が発生された過程及び発生された場所についての情報も記入すること。

第 10 欄：特定有害廃棄物等の行き先に関する情報として、該当する施設の種類（処分施設か回収施設か）を選択する。処分者又は回収者が輸入者でもある場合、ここに「SAME AS BLOCK 2」（第 2 欄に同じ）と記入すること。処分又は回収作業が（「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている作業の定義に従い）R12、R13 又は D13－D15 である場合、それに続く作業を行う可能性がある場合は、それについても同様の情報を別紙に記入し添付すること。また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記入すること。

第 11 欄：「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号 R 又は分類記号 D を用いて回収又は処分作業の種類を表示する。処分又は回収作業が R12、R13 又は D13－D15 である場合、それに続く作業についても、最初の作業と同様の情報を別紙に記入し添付すること。適用した技術及び理由についても記入すること（輸出承認申請理由書に記載する理由と同じ内容とすること）。ただし、OECD 加盟国向けの輸出の場合は、輸出の理由は記載不要とする。

第 12 欄：輸出する特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称（使用済み鉛蓄電池の場合はスクラップ・リサイクル業協会（ISRI）が定める鉛蓄電池のコードも併記）、及び主な組成物の名称について記入すること（関係国の国内法規で当該特定有害廃棄物等がもたらす特性や有害な成分の性質及び濃度が求められる場合があることに留意が必要）。必要な場合は別紙を添付し詳細情報を記入する。

第 13 欄：通常の温度及び気圧の下での特定有害廃棄物等の物理的な特性を「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。

第 14 欄：廃棄物を識別する分類記号を、該当する規制体系（(i)、(ii)）及びその他の認められている分類体系（(iii)～(xii)）に従い記入すること。*付きの(i)、(vii)、(viii) 及び (xii) は必須記入項目。

(i)：バーゼル条約及び OECD 理事会決定の規制対象となる特定有害廃棄物等は、バーゼル条約附属書Ⅷ（A 表）(※)の分類記号を用いること（OECD 理事会決定附属書 4 第 1 部を参照 (※)）。

(ii)：OECD 加盟国向け輸出であって、(i)に該当しない場合、OECD 理事会決定附属書 3 及び 4 の第 2 部 (※) に掲げる特定有害廃棄物等について、同理事会決定の分類記号を記入すること。

(iii)：欧州共同体の廃棄物一覧に掲げる分類記号（EU 向け輸出の場合のみ）

(iv)：「輸出国で使用する国内識別記号」は記入不要。

(v)：「輸入国で使用する国内識別記号」を把握している場合は記入すること。

(vi)：その他、廃棄物の識別を容易にする他の分類記号又は詳細情報をここに追加する。

(vii):「規制する廃棄物の分類」(バーゼル条約附属書 I (※) 及び OECD 理事会決定附属書 1 (※) を参照) あるいは「特別の考慮を必要とする廃棄物の分類」(バーゼル条約附属書 II(※)を参照) に従い、適切な Y 番号を記入する (2 つ以上ある場合は全て記入)。

(viii): 特定有害廃棄物等が示す有害特性の分類記号 (附属書 III 「有害な特性の表」を参照) である H 番号を記入する (2 つ以上ある場合は全て記入) (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(ix): (viii) に対応する国際連合分類区分を記入する (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(x 及び xi): 国際連合番号及び国際連合品名を記入する (国際連合の危険物輸送に関する勧告、モデル規則 (オレンジブック) の最新版を参照)。

(xii): 輸出統計品目番号を記入する

輸出統計品目表 (財務省ホームページ): <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

第 15 欄: (a) 行には、通過国名及び輸入国名を記入する。(b) 行には、各国の権限のある当局の名称を記入し、(c) 行には、港の名称又は国境検問所を記入する。バーゼル条約では、複数回の移動を行う包括的な通告の場合は、同一の税関を経由する場合に限られることから、本欄は必ず記入すること。OECD 非加盟国向けの申請は、(c) 港の名称又は国境検問所は、日本側、輸入国側とも一つしか指定できない。変更も不可 (複数の港を指定したい場合は、申請を別にする)

通過国については、(c) 行に出入国地点の情報を記入するとともに、括弧書きで transshipment (積替え)、call/stop (寄港)、pass (運河などの通過) 等、通過の形態についても記載すること。通過国が 3 ヶ国を超える場合は、必要な情報を別紙に記入し添付する。

第 16 欄: 欧州連合加盟国の出入国又は通過についての記入欄 (EU 向け輸出の場合のみ)。

第 17 欄: 第 1 欄～第 16 欄に示した情報が正確であること、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される金銭的保証が現に有効であること又は将来発行することを証明するため、輸出者の氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記す (署名に関しては、括弧内にローマ字でも記載) とともに、関連する契約書等又は金銭的保証に係る書類を添付すること。

なお、バーゼル条約では、特定有害廃棄物等の発生者も申告書に署名することが求められている (OECD 加盟国向け輸出の場合には、この限りではない)。発生者が輸出者と同じである場合は、輸出者の署名のみでよい。複数の発生者がおり署名できない場合は、発生者と輸出者の間の合意事項が明らかであることを示すことにより (両者の間の契約書を添付する等)、発生者の署名は省略することができる。さらに、発生者が不明の場合は、特定有害廃棄物等を所有又は管理している者 (輸出者等) が署名をすること。

なお、署名が企業等の代表者のものでない場合は、代表者に委任された者の署名である必要が

ある。

第 18 欄：添付書類の数を記入すること。添付資料が複数ある場合は、添付資料一覧を作成し、表紙として添付するとともに、各添付資料が通告書のどの欄に関するものを明示する。

第 19 欄、第 20 欄及び第 21 欄：輸入国の権限のある当局のための記入欄（記入不要）。

(参考 4-7)特別有効期間設定申請書

(様式例)
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名)
(住 所)
担当者 (所属部署名)
(氏 名)
(電話番号)

特別有効期間設定申請書

当該貨物は、契約が包括的で移動回数も複数回にわたるため、相手国の同意期限までの特別有効期間の設定をお願い致します。

1. 仕向地：
2. 買主名：
3. 最終需要者名：
4. 貨物の概要（商品名、型及び等級）：
5. 数量：

(参考 4-8)OECD 加盟国向けであって予定移動期間が 3 年以内の場合における、
OECD 理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」の確認証

確認証

年 月 日

住所

会社名

役職

氏名

今回の申請における輸出先は、OECD のホームページにおいて、「Database of Transboundary Movement of Waste」における「Pre-consented Waste Details」に記載された回収施設 (Pre-Consented recovery facility) であること及び輸出対象の廃棄物が当該回収施設の対象廃棄物であることを確認いたしました。

記

Recovery facility code: ○○○○○○

Recovery facility name: ▲▲▲▲▲▲

Waste code and name: △△△△△△

※以下記載不要

(注) 上記内容は以下の手法で確認すること。

1. OECD のホームページにおける、「Database of Transboundary Movement of Waste」をダウンロードする (excel ファイル)
(URL) <https://www.oecd.org/env/waste/theoecdcontrolsystemforwasterecovery.htm>
2. ファイル下部のタブにある「Pre-consented Waste Details」を開く。
3. ここに全ての企業名が記載されているので、該当企業名を探す。
4. 該当企業名の Recovery facility code を確認し、本書に記載する。
5. 本データベースにおいては廃棄物のコード及び名称 (Waste code and name) により、同一企業名であっても複数掲載されているので、輸出対象の廃棄物のコード及び名称が (Waste code and name) に記載されていることを確認して上記に記載すること。

(注) なお、社名変更等により、本データベースの企業名と現行の企業名が異なる場合は、社名変更等の事実関係が確認できる資料 (例: ニュースリリース等) を添付すること。

(参考 4-9)日本の発生施設での発生工程図

サンプル

20xx●年●月●日

株式会社 ●●

発生工程図

発生者名、住所

●●● 株式会社. △△県■市～

【発生者】 ●●● 株式会社

金属加工工程①

金属加工工程②

貴金属を多く含んだ残渣

処理①

処理②

【輸出貨物】

●●スラッジ

【輸出者】

◎◎◎ 株式会社

【輸入者】(輸入国)

●●●CO.,LTD.

- バーゼル法の対象物の発生工程が明確に理解できる内容か確認する。
- 発生工程が複雑な場合には、必要に応じ、どの工程をどの事業者が行っているのか区別して記載すること。
- 各工程の写真の添付を依頼することがあります。

(参考 4-10)輸出先での処理工程及び処理施設概要

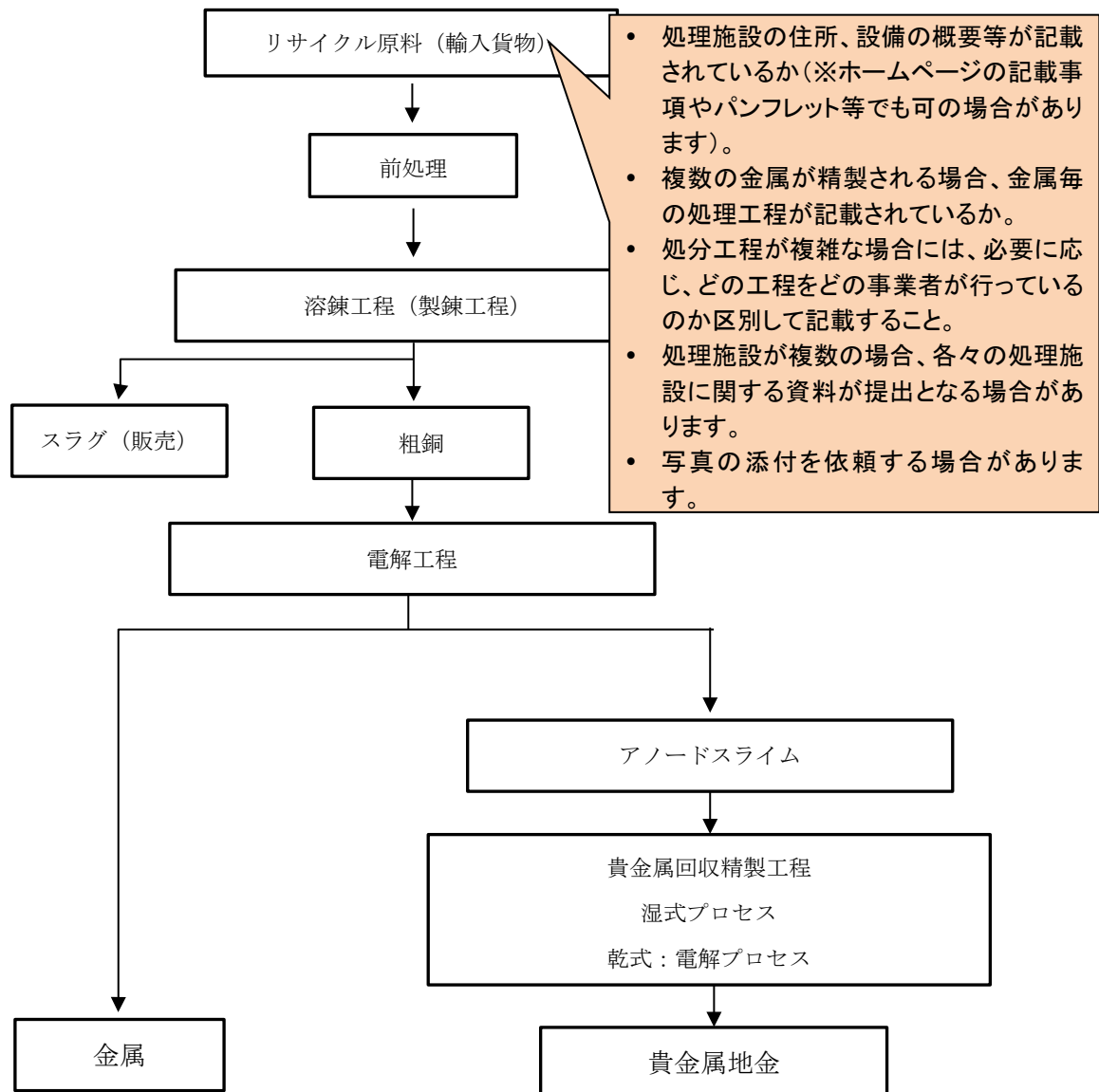
サンプル

20xx●年●月●日

株式会社 ●●

処 理 工 程 図

処理業者名	●●●●
所在地	■■■ △△△ ●●● □□□
処理施設の概要	破砕処理システム、精錬プラント、貴金属回収精製プラント



(参考 4-11)成分分析表

溶出試験例

サンプル

発行日：20xx●年●月●日

分 析 報 告 書

株式会社 ●●●● 様

対象試料 ●●スラッジ
試料受付日 平成●年●月●日
試料採取者 弊社受け取り

• 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。

• 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか。

事業者 株式会社●●分析センター

代表者 ●● ●●

事業所 東京都●●区●●

電話 03-●●-●●●●

貴社より受託した試料の分析結果（溶出）は、下記のとおりであることをご報告申し上げます。

項 目	分 析 結 果	基準値	単位	分 析 方 法
アルキル水銀 (R-Hg)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 2
総水銀 (T-Hg)	0.0005 未満	0.0005 以下	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 1
カドミウム (Cd)	0.001	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55
鉛 (Pb)	0.06	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.01 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2
砒素 (As)	0.01 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61
シアン (CN)	不検出 (0.01 未満)	検出されないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2
	以下余白			
備 考 *不検出とは、検出限界未満を表します。				

• 分析を行った対象物の写真が添付されているか。
• 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。

(参考 4-12)市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物処理法の輸出許可を得る旨の確認証（逆有償になる可能性がある取引の場合に限る）



〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇
社名 〇〇株式会社
責任者役職 〇〇部長
氏名 〇〇〇〇

市況変動により逆有償取引となる場合の対応について

下記の輸入国当局への通告案件に係る特定有害廃棄物等の輸出について、市況の変動により輸出時の取引価格が逆有償となる場合には、取引を見合わせます。

- 廃棄物処理法に基づく輸出許可の取得が可能な場合には、その旨でも可。

輸出者： 〇〇株式会社
輸入国： 〇〇共和国
輸入者： 〇〇Co., Ltd.
対象貨物： 使用済み〇〇（※申請に記載の英文で可）
輸出数量： 計〇〇kg／トン
申請日： 〇年〇月〇日

- どの輸出承認申請案件に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されているか
- 各項目の内容は申請内容と整合しているか

(参考 4-13)再輸入等に要する費用に係る見積書 (様式)

再輸入等に要する費用に係る見積書

年 月 日

住所

会社名

役職

氏名

申請する貨物について、再輸入等を確実に実施するために要する費用は、下記のとおりです。

記

資力保証の金額(FG) ◎◎◎◎◎円…①

運搬単価(C_T) <見積書1参照> ○○○○○円…②

処分単価(C_{RD}) <見積書2参照> ●●●●●円…③

保管単価(C_S) <見積書3参照> △△△△△円…④

特定有害廃棄物の量(Q) ※移動予定数量 ▲▲▲▲トン …⑤

[①] = ([②] + [③] + [④]) × [⑤] × 1.2

◎◎◎◎◎円 = (○○○○○円 + ●●●●●円 + △△△△△円)
× ▲▲▲▲トン × 1.2

※以下記載不要

(注)資力保証の総額の計算方法

$$FG = \frac{(C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F}{1}$$

FG: 資力保証の金額

C_T : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用。なお、処分単価がマイナス(有価物)の場合は、0として計算する。)

C_S : 保管単価(輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用)

Q: 輸出特定有害廃棄物等の量[トン] ※別紙様式(通告書)の4欄(輸出回数)が4回以上の場合、申請する輸出総量の1/4の数量とし、3回以下の場合には輸出総量として計算する。

この場合、移動予定数量の部分は●●トン(総数量▲▲×1/4)と記載してください。

F: 安全係数(1.2)

(参考 4-14)再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類（様式）

再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類

年 月 日

住所

会社名

代表者役職

氏名

再輸入等に要する費用については、下記により確実に支払うことを誓約します。

記

1. 算出した見積額 ◎◎◎◎◎◎円
2. 上記費用は、当社の貸借計算書における(〇〇〇〇)により拠出

※以下記載不要

(注)

- ・◎◎◎◎◎◎円には、別途、算出した見積書の金額を記載する。
- ・(〇〇〇〇)には、以下のような内容を記載することが考えられる。

【例示】

- ①貸借対照表の純資産の項目(例えば利益準備金や任意積立金など当該費用の支払いに充てることができる資産)及び金額を記載する。
- ②貸借対照表の資産の項目(例えば流動資産の有価証券及び金額)を記載し、これを処分することによって資金調達の上拠出する旨記載する。
- ③貸借対照表の資産の項目(例えば固定資産の有形固定資産(土地や建物)及び金額)を記載し、これを担保に借入れを行うことによって資金調達の上拠出する旨記載する。

(参考 4-15)香港向けのモニターの輸出であって、香港当局から必要な許可等を受けている旨の誓約確認証（様式）

誓約書

年 月 日

住所

会社名

役職

氏名

以下の取引については香港当局から必要な許可を受けていることを誓約します。

1. 香港当局の許可の内容

（１）許可年月日

（２）輸出者名

（３）輸入者名

（４）貨物の名称

（５）予定総移動量

（６）予定される移動の開始日及び終了日

2. 特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類の記載内容：別添のとおり

※以下記載不要

(注)

- ①香港当局の許可の内容について確認する書類が存在する場合にはその写しを添付願います。
- ②特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類は、香港向けモニターの輸出ごとに経済産業大臣に交付申請を行い、交付を受けなければなりません。移動書類の予定される記載内容について、別添様式に、輸出契約書、運搬契約書及びその他関係書類を基に必要な事項を記載の上添付願います。

※移動書類の記載方法については、参考 6－2 を参照のこと。

別添

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1. Corresponding to notification No 通知番号: ———		2. Serial/total number of shipments 移動番号/総回数: 申請時記載/申請時記載	
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity 実際の数量: Tonnes(Mg): 申請時記載 m ³ :		6. Actual date of shipment 実際の移動日: 移動時記載	
7. Packaging 全てのコンテナの種類 Type(s) 種類: Number of packages コンテナ数: 申請時記載 Special handling requirements 特別な取扱の指示 (2) Yes ☐ No ☐			
8.(a) 1 st Carrier 第一運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:		8.(b) 2 nd Carrier 第二運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
		8.(c) 3 rd Carrier 第三運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
Means of transport 運搬手段 (1): Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: 引渡し時記載		Means of transport 運搬手段 (1): Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: 引渡し時記載	
Signature 署名: 引渡し時記載		Signature 署名: 引渡し時記載	
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者・生産者 (4) Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 (2):		12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 (2)	
10. Disposal facility 処分施設 ☐ or recovery facility 又は回収施設 ☐ Registration No 登録番号: Name 名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 (2):		13. Physical characteristics 物理特性 (1):	
11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コード D / R-code 分類コード R (1):		14. Waste identification 廃棄物の特定 (1) (a) Basel Annex VII (or VI) applicable (2) / 一級/二級/三級/四級/五級 (又は該当する場合 別添書 14): (b) OECD code (if different from (a)) OECD 分類コード (a) に該当しない場合): (c) EC list of wastes EC 廃棄物一覧: (d) National code in country of export 輸出国の法による分類コード: (e) National code in country of import 輸入国の法による分類コード: (f) Other (specify) その他 (別添書に記述のこと): (g) Y-code Y 番号: (h) Hazard 危険性 1: (i) UN class 国際連合分類区分 (1): (j) UN Number 国際連合番号: (k) UN shipping name 国際連合品名: (l) Customs code(s) (1) (2) 輸出入税関品目	
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金融的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 Name 氏名/名称: ——— Date 日付: ——— Signature 署名: ———			
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄			
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合)			
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄			
18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 ☐ or recovery facility 又は回収施設 ☐ Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 受入 ☐ Rejected 拒否 ☐ Immediately copied/printed/authorised 直ちに複製/印刷/承認すること Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): m ³ : Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分/回収の方法 (1): Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:		19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記述した廃棄物について処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び印鑑:	

(1) See list of abbreviations and codes on the next page. 次ページの略称及び分類記号一覧を参照すること。

(2) Attach details if necessary. 必要な場合詳細を添付すること。

(3) If more than 3 carriers, attach information as required in block 8 (a, b, c). 運搬者が3よりも多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

(4) Required by the Basel Convention or OECD. 加国/欧連/条約/輸出の必要事項。

(5) Attach list if more than one. 複数の場合、一覧を添付すること。

V. 通告内容の変更に係る手続き

外為法に基づく輸出承認申請を経済産業省で受理した後、環境省から相手国（輸出の相手国及び通過国）当局に別紙様式（通告書）（輸出契約書等の添付書類を含む。以下本章において同様。）を添付した輸出に係る通告が送付されます。取引内容の変更等の理由により、相手国に送付される通告書の内容について変更や修正が必要となる場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

項目ごとの変更対応可否一覧

番号	項目	輸出者の書類提出による対応可否
1	輸出者	不可（注 1）
2	輸入者	不可（注 1）
3	通告番号	（当局使用欄）
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可
	B 処分／回収の別	不可
	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可
4	予定総移動回数	不可
5	予定総移動量	不可
6	予定運搬期間	不可
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者（注 2）	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可
14	廃棄物の同定	不可
15	(a) 関係国、(b) 該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c) 特定の出入国地点（国境検問所又は港）（注 3）	通過国に係る情報に限り可
16	入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）（注 4）	（欧州当局使用欄）
17	輸出者及び発生者による申告	不可
18	添付資料の数	可
—	輸出者と処分者間の契約に関する情報（契約書等）	不可
—	保険に関する情報（注 5）	可
—	特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの	不可

	処分を行う施設の追加・変更（注 6、7）	
--	----------------------	--

（注釈）

- 注 1 下記（１）②の範囲となる情報の更新等と判断される場合を除く
- 注 2 OECD 加盟国向け輸出で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。
- 注 3 OECD 加盟国の輸出港、輸入港の変更に限り可。
- 注 4 欧州連合加盟国向けの輸出入の場合に限り欧州当局で使用される欄
- 注 5 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報
- 注 6 環境大臣による環境の汚染を防止するために必要な措置が不要なものは除く
- 注 7 施設の削減は可

環境省が相手国当局に通告書を送付する前の場合

輸出承認申請後、環境省から相手国当局に通告書を送付する前の段階で別紙様式の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正後の書類を経済産業省に提出してください。変更・修正後の書類は環境省にも共有され、同省はその内容に基づき相手国当局に通告書の送付を行います。

環境省が相手国当局に通告書を送付した後の場合

環境省から相手国当局に通告書を送付した後、当該通告書の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、相手国輸入者を通じて輸入当局に確認を取っていただき、その方針を経済産業省、環境省に連絡してください。

（１）相手国当局からの輸入等の同意回答が環境省で受領される前の場合

①軽微な誤記等の修正を行う場合（スペルミス、担当者・電話番号の変更）

誤記等があった項目と修正前後の内容が明記された書類（様式は参考 5-1 参照）及び修正理由を示す書類を環境省に提出してください。修正の内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局にメール等で連絡します。

②事実関係の修正・更新を行う場合

運搬者の変更などは、変更箇所、旧記載内容、新記載内容及び理由が明記された書類（様式は参考 5-2 参照）が必要となります。また、相手国輸入者を通じて輸入当局に確認をとっていただき、その方針を経済産業省、環境省に連絡を願います。修正の内容は、経済産業省に共有されると共に、必要に応じて、環境省から相手国当局にメール等で正式な連絡を行います。

なお、運搬経路の変更が生じ通過国の追加があった場合には、追加された通過国に新たに通告を行い、同意を得る必要があります。

また、同欄が「不可」とされている項目について変更を希望する場合は、原則、変更後の内容に基づき、相手国に対し、新たに（再度）通告のやり直しになります。

（２）相手国当局からの輸入等に係る同意回答を環境省で受領した後の場合

①軽微な誤記等（スペルミス、担当者・電話番号の変更）

原則、輸出者が、輸入者を通じ輸入国当局へ変更連絡を行って下さい。輸出者は、輸入者が行った変更連絡の内容を、経済産業省、環境省へ報告してください（様式は参考5-3参照）

②事実関係の修正・更新を行う場合

実質的な変更に関する項目別の対応可否は、上記表のとおりとなります。

「可」の項目について変更を希望する場合は、輸出者が相手国輸入者を通じて輸入当局に確認をとっていただき、その方針を経済産業省、環境省に連絡を願います。

輸入国で変更可能が確認された場合は、様式5-2または様式5-3（添付書類含む）にて、経済産業省および環境省に書類の提出を行ってください。その後、必要に応じ、環境省から輸入国当局へ連絡を行います。

「不可」の項目は原則、変更できません。

なお、輸出承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合は、上記の手續に加え、経済産業省に「輸出内容等訂正（変更）願」を提出し、承認を得る必要があります。

提出先

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話：03-5501-3157（直通）

電子メール：env-basel@env.go.jp



(参考 5 - 1) 通告内容の変更連絡

JPEX 番号

変更箇所	旧	新	変更理由

※通告書の Box の番号順に記載すること。

※必要に応じて行を追加すること。

※環境省担当官あてに送付する電子メールに添付する際は PDF ファイルに変換すること。

年 月 日

住所

商号又は名称

担当者役職・氏名

連絡先



(参考 5 - 2) 通告内容の変更連絡

20xx 年●月●日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇
社名 〇〇株式会社
責任者役職 〇〇部長
氏名 〇〇〇〇

越境移動に関する情報の変更について

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸入国への通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして、変更がありましたので、本書面にて御連絡申し上げます。

1. 通告の概要

輸出者： 〇〇株式会社
輸入国： 〇〇共和国
輸入者： 〇〇Co., Ltd.
対象貨物： 使用済み〇〇（※別紙様式に記入の英文での記載可）
輸入数量： 計〇〇kg／トン
承認申請日： 〇年〇月〇日
通告番号： JPEX20〇〇〇〇〇〇

- どの通告に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されているか
- 各項目の内容は通告内容と整合しているか

2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	理由
Box 8. Intended carriers	A Co., Ltd.	A Co., Ltd. B Co., Ltd.	Additional carrier

※通告における Box の番号順に記載。必要に応じて行を追加すること。

(参考 5 - 3) 通告内容の変更連絡 (報告)

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

年 月 日
〒
住 所
社 名
責任者役職
氏 名

越境移動に関する情報の変更について (報告)

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸入国への通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして変更があり、輸入者から輸入国当局に対し変更の連絡を行いましたので、本書面にて報告を申し上げます。

1. 通告の概要

輸 出 者 :
輸 入 国 :
輸 入 者 :
対 象 貨 物 :
輸 出 数 量 :
輸出承認日 :
通 告 番 号 :

2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	理由

※通告における Box の番号順に記載。必要に応じて行を追加すること。

(以下記載不要)

・輸出者、輸入者、発生者、運搬者の各者の住所、担当者 (Contact person)、電話番号、FAX 番号、Eメールアドレスに変更があった場合、輸入国当局への変更連絡は輸出者が輸入者を通じて行い、変更内容を本様式書類で報告してください。

VI. 輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知

バーゼル条約では、有害廃棄物等の移動に移動書類を携帯することが義務付けられています。移動書類は輸出から、輸入国の処分・回収施設まで、当該廃棄物等の引き渡しとともに受け渡され、処分・回収作業が完了するまで携帯されます。

輸出者は、貨物を実際に輸出しようとするときは、バーゼル法第5条第1項の規定に基づき、輸出の度に、通関前に輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

（参考：輸出移動書類の取扱いの手引き 経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/download/20210830exmd-tebiki.pdf

輸出移動書類の交付申請に必要な書類は以下のとおりです。なお、輸出移動書類の交付申請書の内容と相手国に通告した内容（別紙様式（通告書）の内容）が一致する場合に限り、輸出移動書類が交付されます。

また電子交付された輸出承認証に基づき輸出移動書類の交付申請をする場合は、NACCSシステムを利用して電子申請でも行えます。

（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html）

必要な申請書類

（１）輸出移動書類交付申請書（様式第１）〔２通〕（参考 6-1 参照）

（２）輸出移動書類交付申請書（別紙）〔２通〕（参考 6-1 から 6-3 参照）

（３）輸出移動書類交付申請書の添付書類〔２通〕

＊添付書類がある場合のみ

（４）その他必要な書類

＊例えば、次の書類が必要となる場合があります。（これ以外の書類が必要となることもありますので、御協力ください。）

・輸出承認証の写し（裏面を含む）〔１通〕（NACCS 申請案件は不要）

（４）手数料（収入印紙）

書面申請：12,000 円

電子申請：10,600 円

＊上記（１）の書類のうち、１通の余白に貼付してください。

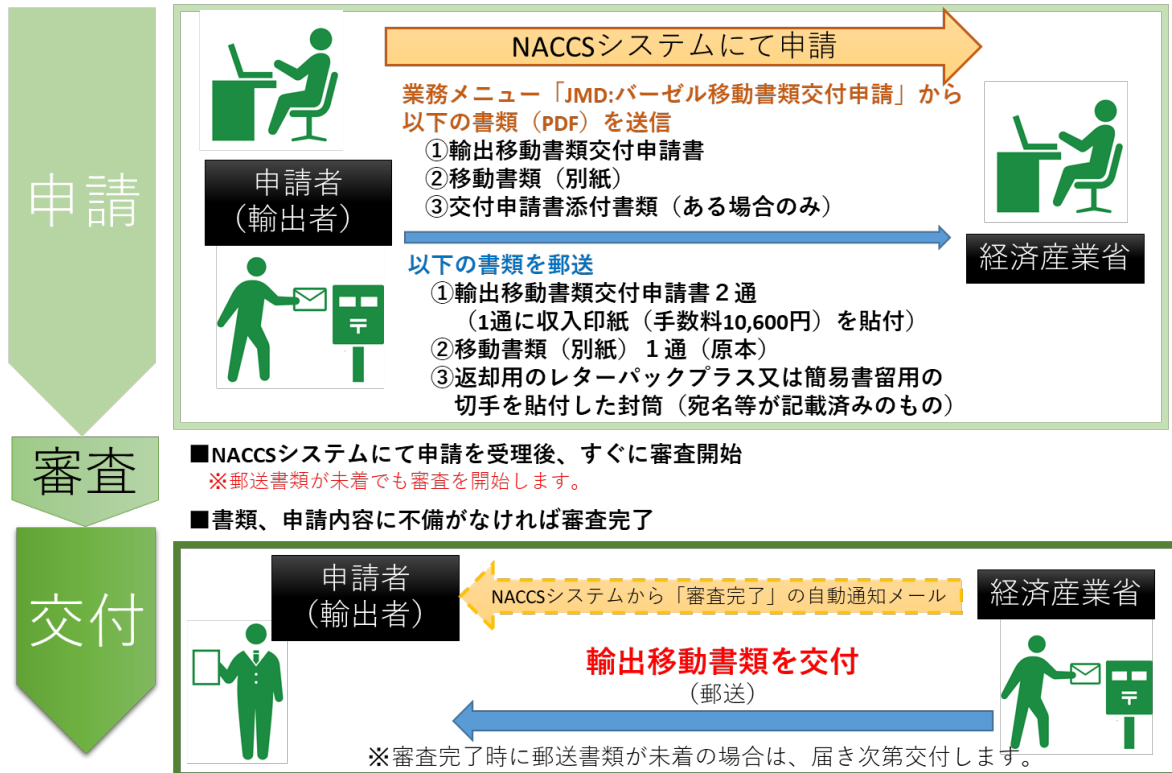
【参考】電子申請（NACCSシステムによる申請）方法

電子交付された輸出承認証に基づき輸出移動書類の交付申請をする場合、電子申請が可能です。

（※一部、原本の提出（郵送）が必要な書類があります。）

輸出移動書類のNACCS（電子申請）の流れ

電子交付されたELに基づく輸出移動書類は電子申請が可能です



処分完了等の報告について

特定有害廃棄物等の輸出者には、特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めることが求められます。このため、輸入者に対して、バーゼル条約又は OECD 理事会決定において回収施設に義務付けられた、特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を輸出者及びバーゼル条約の日本における権限のある当局である環境省へ送付するよう働きかけてください。

輸出移動書類の交付申請に必要な書類の様式

(参考 6-1)輸出移動書類交付申請書 (様式)

様式第1 (第1条関係)

輸 出 移 動 書 類 交 付 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

※交付番号	
※交付年月日	

申 請 者

記名

又は署名

申請年月日

住 所

電 話 番 号

次の輸出の承認に係る特定有害廃棄物等について、輸出移動書類の交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第1条第1項の規定により、別紙を添えて申請します。
なお、本輸出移動書類交付申請の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

輸出承認番号

輸出承認の日付

※ 交付又は不交付

この輸出移動書類交付申請は、輸出の承認の内容と一致
する
しない
関する法律第5条第1項の規定により輸出移動書類を交付
する。
しない。

ため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
しない。

経済産業大臣の記名押印

日 付

資 格

記名押印

記入上の注意事項

1. ※印の欄は、記入しないでください。
2. 用紙の大きさは日本産業規格A4とします。
3. 別紙は、英語表記のみでも可とします。

別紙

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No 通告番号:		2. Serial/total number of shipments / 移動番号/総回数:	
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: 地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity 実際の運搬量: Tonnes(Mg): m ³ :		6. Actual date of shipment 実際の移動日:	
7. Packaging 全てのこん包の形態 Type(s) ⁽¹⁾ 形態: Number of packages こん包数: Special handling requirements 特別な取扱の指示: ⁽²⁾ Yes: ☐ No: ☐			
8.(a) 1 st Carrier ⁽³⁾ 第一運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:		8.(b) 2 nd Carrier 第二運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
		8.(c) 3 rd Carrier 第三運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
More than 3 carriers 運搬者が3者より多い場合 ⁽²⁾ ☐			
Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 ／運搬を開始した日付: Signature 署名:		Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 ／運搬を開始した日付: Signature 署名:	
Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 ／運搬を開始した日付: Signature 署名:		Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 ／運搬を開始した日付: Signature 署名:	
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者－生産者 ⁽⁵⁾ : Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 ⁽²⁾ :		12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 ⁽²⁾ :	
		13. Physical characteristics 物理的特性 ⁽¹⁾ :	
		14. Waste identification 廃棄物の同定 (fill in relevant codes)*(required to state) 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項 (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)* パーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX):	

10. Disposal facility 処分施設 ☐ or recovery facility 又は 回収施設 ☐ Registration No 登録番号: Name 施設名: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 ⁽²⁾ :		(ii) OECD code (if different from (i))* OECD 分類コード ((i)に該当しない場合): (iii) EC list of wastes EC 廃棄物一覧: (iv) National code in country of export 輸出国の法規による分類コード: (v) National code in country of import: 輸入国の法規による分類コード: (vi) Other (specify) その他 (明細を記述のこと): (vii) Y-code* Y 番号: (viii) H-code* H 番号 ⁽¹⁾ : (ix) UN class 国際連合分類区分 ⁽¹⁾ : (x) UN Number 国際連合番号: (xi) UN Shipping name 国際連合品名: (xii) Customs code(s) (HS) * 輸出入統計品目:
11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コード D / R-code 分類コード R ⁽¹⁾ :		
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's ⁽⁴⁾ declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。		
Name 氏名/名称:		Date 日付:
		Signature 署名:
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄		
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合)		
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄		
18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 ☐ or recovery facility 又は回収施設 ☐ Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 受入 ☐ Rejected 拒否*: ☐ <i>immediately contact competent authorities* ただちに権限のある当局に連絡すること</i> Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): m³: Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分の方法 ⁽¹⁾ : Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:		19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び押印:

(1) See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。

(2) Attach details if necessary 必要な場合詳細を添付すること。

(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c). 運搬者が3社より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

- (4) Required by the Basel Convention 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項。
 (5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)			
20. Country of export - dispatch or customs office of exit The waste described in this movement document left the country on: Signature: Stamp:		21. Country of import - destination or customs office of entry The waste described in this movement document entered the country on: Signature: Stamp:	
22. Stamps of customs offices of transit countries			
Name of country: Entry:		Exit:	
Name of country: Entry:		Exit:	
Name of country: Entry:		Exit:	
Name of country: Entry:		Exit:	

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第 11 欄)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
- D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿)
- D10 Incineration on land 陸上における焼却
- D11 Incineration at sea 海洋における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第 11 欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用 (直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及び OECD 決定) - 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の精製又はその他の再利用

- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第 7 欄)

1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrican ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋
6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器 8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運搬輸送手段 (第 8 欄)

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第 13 欄)

- 1 Powdery / powder 粉状又は粉 2 Solid 固体的 3. Viscous / paste 高粘性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状
6. Gaseous ガス状 7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H 番号及び国際連合分類区分 (第 14 欄)

UN class H-code Characteristics 特性

1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	Oxidizing 酸化性
5.2	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物
6.1	H6.1	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
6.2	H6.2	Infectious substances 病毒をうつしやすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H11	Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性)
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第 14 欄) に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

(参考 6-2)輸出移動書類作成のための説明書

<記入上の注意点>

輸入国に同意を得た通告書の各項目の内容の範囲内で記載すること。

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。原本を2部提出すること。

日付は、原則、6桁又は8桁の表記を用いること。例えば、2018年10月1日は01.10.18（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者）が記入する。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

<各欄の記入要領>

第1欄：通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

第2欄：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4/ 11」と記入）。移動が1回のみの通告の場合は、1/1と記入する。この場合の予定総移動回数は、輸出承認申請時に別紙様式（通告書）の4欄に記載した回数。

第3欄及び第4欄：輸出者及び輸入者について、別紙様式（通告書）の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第5欄：運搬する実際の特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000 リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。重量はNET数量を記載する。

第 6 欄：本欄は申請時ではなく、関税法第 67 条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内でなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

第 7 欄：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること（申請時、別紙様式（通告書）で申告したこん包形態のみ）。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

第 8 欄(a)、(b) 及び (c)：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）、及び電子メールアドレスを記入すること（別紙様式（通告書）で申告した運搬者のみ利用可能）。運搬者が 3 者より多い場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

第 9 欄：発生者に関して、通告書の第 9 欄に記載された情報を記入すること。

第 10 欄及び第 11 欄：通告書の第 10 欄及び第 11 欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」（第 4 欄に同じ）と記入すること。

第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄：通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入すること。

第 15 欄：輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。

第 16 欄：越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

第 17 欄：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

第 18 欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。数量は、実際に受領した数量を記入する。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めにに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない（※）。我が国当局（環境省）に対する連絡は、電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

※ OECD 加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから 3 営業日以内に、輸出国、輸入国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。

第 19 欄：処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局（環境省）に送付することとされている。また、OECD 加盟国向けの輸出の場合、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

第 20、21 及び 22 欄：本欄は空欄にしておくこと。

【よくある質問】 輸出移動書類の第 8 欄には何を記載するのでしょうか。全ての運搬者を記入しなければならないのでしょうか。

【回答】 予定される全ての運搬者の情報を記載しなければなりません。

ただし、運搬手段（Means of transport）、移動日（Date of receipt/transfer）及び署名の欄については、移動書類の交付申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人が記入する必要があります。

運搬者が 3 者以内の場合は、この欄に直接記載ください。

運搬者が 3 者より多い場合は、「More than 3 carriers」にチェックするとともに、「8.(a) 第一運搬者（1st Carrier）」欄に「SEE ATTACHED SHEET NO.X」と記入して、全ての運搬者の情報を、一覧様式（参考 6-3）に記載ください（通告書添付の ATTACHED SHEET は使用しないでください）。

※よくある質問については、以下の URL アドレスからも御覧頂けます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/basel_qa.html

(参考 6-3)一覽樣式

ATTACHED SHEET NO.

8.(a) 1st Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(b) 2nd Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(c) 3rd Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

8.(d) 4th Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(e) 5th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(f) 6th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

8.(g) 7th Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(h) 8th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(i) 9th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

VII. その他各種手続き

輸出移動書類の交付を受けた者は、次の場合には、遅滞なく、以下に記載する様式を利用して経済産業大臣及び環境大臣に届け出る必要があります。

1 交付された輸出移動書類を汚損又は紛失した場合

なお、汚損又は紛失した輸出移動書類については、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができます。ただし、輸出移動書類の再交付を受けた後、紛失した輸出移動書類を見つけた場合には、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。

2 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき

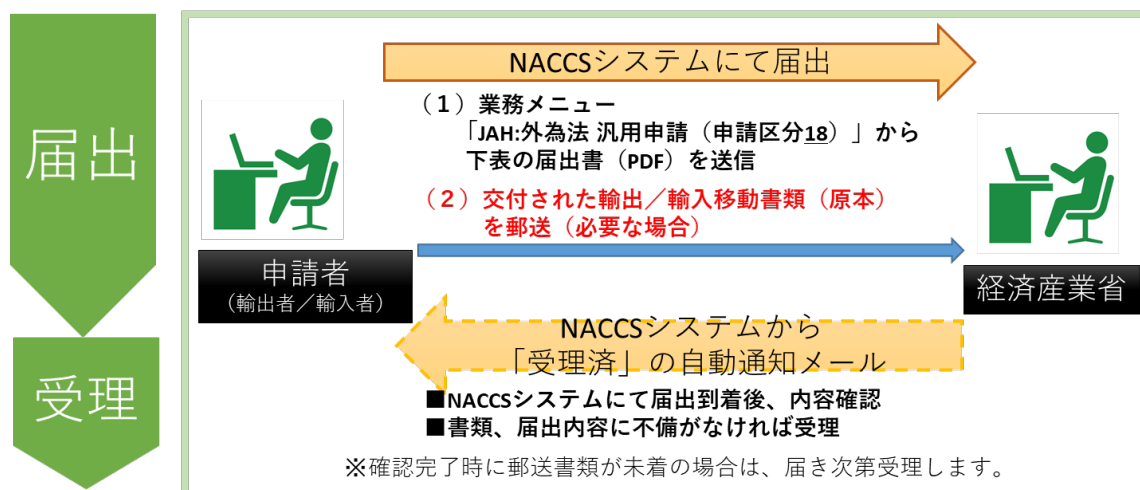
3 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき

【参考】電子申請（NACCSシステムによる届出）方法

上記の届出書類は、NACCSシステムから提出することが可能です。

（※一部、原本の提出（郵送）が必要な書類があります。）

輸出／輸入移動書類に係る届出（NACCS）の流れ



汎用申請区分	汎用申請手続名称	様式
18	パーゼル移動書類届出等	輸出移動書類等の汚損等の届出（様式第2）
		紛失した輸出移動書類等の回復の届出（様式第4）
		輸入移動書類の記載内容と異なる運搬に関する届出（様式第6）
		輸出移動書類に係る届出（様式第1）
		輸入移動書類に係る処分届出（様式第2）
		輸入移動書類等に係る届出（様式第3）
		その他届出（任意様式）

各種届出の様式と記入例

(参考 7-1)輸出移動書類にかかる届出書（様式及び記入例）

様式第 1（第 4 条関係）

輸出移動書類に係る届出書	
年 月 日	
経 済 産 業 大 臣 環 境 大 臣 殿	
届 出 者 氏名又は名称及び 代表者の氏名 : 住所又は所在地 : 連絡責任者氏名 : 電話番号 : F A X 番 号 : e-mail :	
輸出特定有害廃棄物等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の輸出を行わないこととなった} \\ \text{の運搬を行わないこととなった} \\ \text{を 失 っ た} \end{array} \right\}$ ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 7 条の規定により、輸出移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。	
輸出移動書類の交付を受けた番号及び日付	交付番号 : 交付年月日 : 年 月 日
輸出特定有害廃棄物等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の輸出を行わないこととなった} \\ \text{の運搬を行わないこととなった} \\ \text{を 失 っ た} \end{array} \right\}$ 理由	
輸出特定有害廃棄物等に関する今後の計画	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第1 (第4条関係)

サンプル

輸出移動書類に係る届出書

2020年 9月 1日

環境大臣
経済産業大臣 殿

届出者

氏名又は名称及び 〇〇〇〇株式会社
代表者の氏名 : 〇〇 〇〇
住所又は所在地: 東京都千代田区霞が関1-3-1

連絡責任者氏名: △△ △△
電話番号: ××-××××-××××
FAX番号: ××-××××-××××
e-mail: 〇〇〇〇@〇〇〇〇

該当しない項目に、二重線
(「=」) を記入下さい

輸出特定有害廃棄物等 { の輸出を行わないこととなった
の運搬を行わないこととなった } ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規
を 失 っ た 制

制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸出移動書類の交付を受けた番号及び 日付	交付番号 : 交付年月日: 年 月 日
輸出特定有害廃棄物等 { の輸出を行わないこととなった の運搬を行わないこととなった } を 失 っ た 理由	左欄に該当しない項目に二重線(「=」)を、右欄に「届 け出る理由」を記入ください。 今後の特定有害廃棄物等の輸出計画 (予定)を記入下さい。
輸出特定有害廃棄物等に関する今後 の計画	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考 7-2) 輸出移動書類の汚損/紛失に関する届出書 (様式)

様式第 2 (第 2 条関係)

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみです
ので、「移動書類」を二重線で消してください。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

~~移動書類~~ 汚損
輸出移動書類の紛失
輸入

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
届出者 法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

~~移動書類~~ 汚損された
下記の輸出移動書類が失われたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
輸入

関する法律 第 5 条第 3 項
第 9 条第 2 項 (法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。)

の規定により届け出ます。

記

輸出移動書類の交付番号 輸入	
輸出移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出移動書類が汚染された年月日 輸入 移動書類 失われた	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
(3) 輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が輸入する当該特定有害廃棄物等に係る移動書類が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
(4) 移動書類の汚染、紛失については、交付番号、交付年月日については、記載の必要はないものとする。

(参考 7-3)輸出移動書類の再交付に関する申請書（様式）

様式第 3 （第 2 条関係）

※ 整 理 番 号	
※ 再 交 付 番 号	
※ 再 交 付 年 月 日	年 月 日

輸出
輸入 移動書類の再交付に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称
住所又は所在地
法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

下記の輸出
輸入 移動書類の再交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の
規制に関する法律 第 5 条第 3 項
第 9 条第 2 項 の規定により申請します。

記

輸出 輸入 移動書類の交付番号	
輸出 輸入 移動書類の交付年月日	年 月 日
輸出 輸入 移動書類が汚損された年月日 失われた年月日	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

(参考 7-4)輸出移動書類の回復に関する届出書（様式）

様式第 4 （第 3 条関係）

※整 理 番 号	
※受 理 年 月 日	年 月 日

移 動 書 類
輸出 移動書類 の回復に関する届出書
輸入 移動書類

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
届出者 法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

移 動 書 類
下記の輸出 移動書類 を回復したので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
輸入 移動書類

第 5 条 第 4 項
関する法律 第 9 条 第 3 項（法第 1 6 条において）
の規定により届け出ます。

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」及び「第 9 条 第 3 項（法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。）」を二重線で消してください。

記

輸出 移動書類の交付番号 輸入	
輸出 移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出 移動書類の再交付を受けた年月日 輸入	年 月 日
輸出 移動書類を回復した年月日 輸入 移動書類	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
 (3) 本届には、回復した輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
 (4) 移動書類の回復の際には、交付番号、交付年月日、再交付を受けた年月日については記載の必要がないものとする。

VII. 問合せ先

問合せ 各章の内容に関するお問合せ等は、それぞれ下記までお願いします。

	経済産業省		環境省 環境再生・ 資源循環局 廃棄物規制 担当参事官 室	その他の機関 等
	貿易管理部 貿易審査課	GX グループ 資源循環経済 課		
I. バーゼル法の制度・規制対象物		○	○	
II. 事前相談について				
相談窓口		○（注1）		○（注1）
制度のお問合せ		○	○	○（注2）
III. 輸出の手続きの概要	○	○	○	
IV. 外為法の輸出承認				
申請窓口	○			
V. 通告内容の変更について				
提出先	○		○	
VI. 輸出移動書類				
交付申請窓口	○			
VII. その他各種手続き				
提出先	○			
III～VIIに関する制度のお問合せ（共通）	○	○	○	

注1：地方環境局及び経済産業省業務委託先。事前相談の窓口の詳細については、本章の「事前相談の窓口・相談方法について」をご覧ください。

注2：地方環境局のみが対象です。

連絡先・所在地

○各担当部署の連絡先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電 話：03-3501-1659（直通）

経済産業省 GX グループ 資源循環経済課

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

電 話：03-3501-4978

電子メール：bzl-basel@meti.go.jp

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

電 話：03-5501-3157（直通）

電子メール：env-basel@env.go.jp

地方環境局

- 北海道
〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 3 階
北海道環境局
(電話) 011-299-3738
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3－2－2 3 仙台第二合同庁舎 6 階
東北環境局
(電話) 022-722-2871
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－1
さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階
関東環境局
(電話) 048-600-0814
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2－6－2 名古屋第 4 地方合同庁舎 4 階
中部環境局
(電話) 052-955-2132
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1－8－7 5 桜ノ宮合同庁舎 4 階

近畿環境局

(電話) 06-6881-6502

- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 1 1 階
中国四国環境局
(電話) 086-223-1584
- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-3-3 高松サンポート合同庁舎南館 2 階
四国事務所
(電話) 087-811-7240
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階
九州環境局
(電話) 096-322-2410

関連ウェブサイト

環境省：廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入に関するページ

<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/>

経済産業省 特定有害廃棄物等の輸出入管理のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/

◆手続き関係法規

○特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律（抜粋）

（平成四年十二月十六日法律第百八号）

（輸出の承認）

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染（以下単に「環境の汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

（輸出移動書類の交付等）

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

（輸出特定有害廃棄物等の運搬）

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十七条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。
- 二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(手数料)

第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者
- 六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 七 第十四条第五項の認定を受けようとする者
- 八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者
- 十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（抜粋）

（平成五年九月三日政令第二百八十二号）

(手数料)

第十五条 法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の第四欄に定める金額）とする。

別表第四 （第十五条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円
六	第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千百元	三万九千九百元

七	第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万七千七百円
八	第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千七百円
十	第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（抜粋）

（平成五年十月七日総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

（経済産業省令、環境省令で定める地域）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める地域は、別表第一の中欄に掲げる地域とする。

（経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等）

第二条 法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等は、別表第一の中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる特定有害廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十条（同法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者が輸出をしようとする当該確認に係るもの及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第〇号）第五条に規定するものを除く。）とする。

（輸出移動書類に記載すべき事項）

第三条 法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

第四条 法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（輸入移動書類及び移動書類に記載すべき事項）

第五条 法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

2 法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

（輸入移動書類に係る届出）

第六条 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物処理法第二条第一項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第二による届

出書により、第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

第七条 輸入移動書類の交付を受けた者等が法第十二条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合、又は再生利用等目的輸入事業者等が移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行わないこととなったとき若しくは移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったときは、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(通知)

第八条 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類（この条において「輸入移動書類等」という。）に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

2 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類等に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類又は移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令 （平成五年十月七日通商産業省令第六十一号）

(輸出移動書類の交付)

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付しなければならない。

(輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請)

第二条 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(紛失した輸出移動書類等の回復の届出)

第三条 法第五条第四項又は法第九条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

(輸入移動書類の交付)

第四条 法第九条第一項の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請について法第九条第一項の確認をしたときは、速やかに、

当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類として申請者に交付しなければならない。

(輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出)

第五条 法第十条第四項の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

○特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項 5 第41号(5.12.14)

1 適用地域

適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第3条及び第5条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。）とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、承認を要しない。イ バーゼル省令第2条に規定するもの

ロ 仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）

ハ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第24条第1項に規定する特定日本船舶であって、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条の規定を適用しないこととされたもの

3 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済安全保障局 貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室

及び農業に関するもの)	
対象貨物のうち、上に掲げるもの 以外のもの	貿易経済安全保障局貿易管 理部貿易審査課

(注) 輸出しようとする貨物が上記 2 に該当するか否かについて等の問合せ先…GX グループ資源循環経済課

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

(注) 下記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1 通（申請理由書様式によるもの）
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1 通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。）
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図 1 通
- ホ 適用品目が廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第 10 条第 1 項（同法第 15 条の 4 の 7 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第 10 条第 2 項（同法第 15 条の 4 の 7 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1 通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類（申請書） 2 通
- ト 別紙様式（通告書）に示す書類 1 通（バーゼル省令第 5 条に規定するモニター（以下「モニター」という。）を香港に輸出する場合を除く。）
- チ その他必要と認められる書類

② 経済協力開発機構の加盟国（以下「OECD加盟国」という。）向けであって、条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注 1）

- イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各 1 通
- ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注 2）（注 3） 各 1 通

- a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
- b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類。

<計算式>

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

F G : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

（注1）上記②には、条約附属書IV Bに掲げる処分作業に係る分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第II章D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を50 ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

（注2）分析試験を行うものの場合は、上記ロの書類の提出を要しない。

（注3）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通

ロ 申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3） 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他書類

<計算式>

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

F G : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの
90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

- ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4） 各1通
- a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
 - b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
 - c) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - d) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
 - e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
 - f) 輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類
 - g) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
 - h) 輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図
 - i) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - j) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
 - k) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
 - l) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
 - m) 鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
 - n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
 - o) その他必要と認められる書類

(注1) 上記③には、条約附属書ⅣBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、P C Bを50 p p m (百万分率) 以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
- d) 輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
- e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
- f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④ 上記②又は③以外(O E C D非加盟国向け又はO E C D加盟国向けであって上記②又は③以外のもの)の場合(注1)

イ 申請の理由に関する次の書類 各1通

- a) 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
- b) 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置

を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類(注2)(注3)
各1通

- a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書(前年度のもの)
- b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

＜計算式＞

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

F G : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用)(※)

C_S : 保管単価(輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの
90日分保管費用)

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量(トン)

F : 安全係数(1.2)

(※) 処分単価がマイナス(有価物)の場合は、0として計算する。

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分
が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

ニ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類(注2)(注4)(注5) 1通

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定により罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
- f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
- g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
- h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
- i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関

する書類

- k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
- l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
- m) 特定有害廃棄物等の処分に關して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
- n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- o) その他必要と認められる書類

ホ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各1通

- a) 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
- b) 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

(注1) 上記④には、OECD加盟国向けにあっては条約附属書ⅣAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣA及びBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は、輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
- f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けて

いる場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ニの書類の提出は不要とする。

(注5) モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。

4 輸出の承認

(1) 条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池を除く。)のOECD加盟国向けの輸出承認(注1)

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記3(2)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。(当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)

③ 次のいずれかに該当すること(分析試験を行うための輸出を除く。)

イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) 条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池に限る。)のOECD加盟国向けの輸出承認(注1)

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が

次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 鉛蓄電池の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。

また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

- ③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）

イ 輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

- ④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

- ⑤ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- （3）上記（1）又は（2）以外（OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであって上記（1）又は（2）以外のもの。）の輸出の承認（注2）

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑩までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産

業のための原材料として必要とされている場合。

- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。
- ③ 南緯 6 0 度以南の地域における処分のための輸出でないこと。
- ④ 輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から 6 0 日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸出の相手国から確認を得ていること。
 - ⑦ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）
 - イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
 - ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
 - ⑨ 香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。
 - ⑩ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。
- (注 1) 上記 (1) 及び (2) には、条約附属書Ⅳ B に掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、P C B を 5 0 p p m (百万分率) 以上含むもの又は 2 5 キログラムを超えるものを含む。
- (注 2) 上記 (3) には、O E C D 加盟国向けにあっては条約附属書Ⅳ A に掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、P C B を 5 0 p p m (百万分率) 以上含むもの又は 2 5 キログラムを超えるもの、O E C D 非加盟国向けにあっては条約附属書Ⅳ A 又は B に掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理

が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。

- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

6 条約の締約国等

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）」を参照のこと。

バーゼル法該当貨物の 輸出承認申請手続き等について

<台湾編>

I. 輸出するときの手続きの流れ

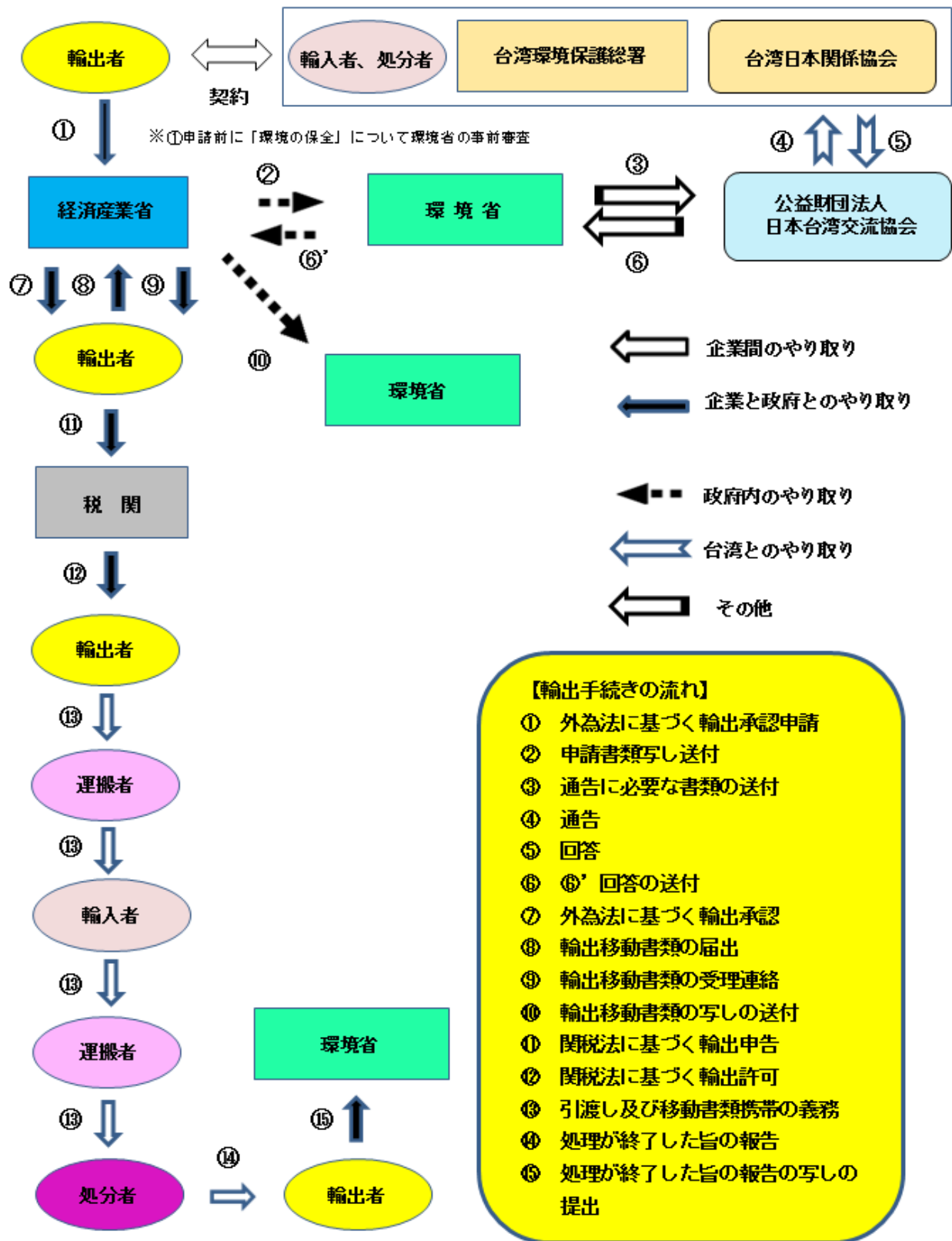
II. 輸出承認の申請手続き

III. 経済産業省ホームページ

<参考資料>

- ・ 輸出承認申請書
- ・ 輸出承認申請理由書
- ・ 契約書
- ・ 別紙1「通告書」
- ・ 別紙2「台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書」
- ・ 別紙3「輸出移動書類」
- ・ 別紙4「再輸入等に要する費用に係る見積書」
- ・ 別紙5「再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類」
- ・ 輸出国の発生施設での発生工程図
- ・ 輸入国での処理工程及び処理施設概要
- ・ 成分分析表

I. 輸出するときの手続きの流れ



Ⅱ．輸出承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾へ輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第48条第3項の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。手続きについては以下のとおりです。

1. 申請手続き方法について

「外為法の輸出承認申請」及び「輸出移動書類交付申請」は、下記2つの方法で申請ができます。

（１）電子申請

電子申請を行う場合には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が提供するNACCSシステム（外為法関連業務）から申請可能です。利用開始には以下の手続きが必要となりますので、輸出承認の申請時期を考慮し早めの利用登録をお願いします。

■電子申請（NACCS外為法関連業務）について

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

NACCSシステムをご利用いただくためには、まず、NACCSセンターへ利用申込みを行う必要があります。NACCSセンターより利用者IDの通知がありましたら、当該IDを用いて電子申請を行う許可・承認申請等の申請者名（申請業務を行う担当者ではありません）を、NACCS利用開始日前に、申請者届出にて経済産業省へ届け出てください。

詳細は、経済産業省 貿易管理課 電子化・効率化推進室（e-mail：bzl-qqfcbj@meti.go.jp）までお問合せください。

① NACCSセンターへの利用申込みについて

<https://bbs.naccscenter.com/nss/appl.html>

②経済産業省への申請者届出手続き（登録・変更・廃止）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

（２）書面での申請

書面における申請は、提出先に郵送にて申請ください。

■提出先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

2. 輸出承認の申請書類について

輸出承認申請の際には（１）の各書類を提出してください。また、輸出承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に（２）の各書類を提出してください。

1. 輸出承認申請の際に提出が必要な書類

(1) 輸出承認申請書（輸出貿易管理規則別表一の二） 2通 （両面印刷のこと）

(2) 輸出承認申請理由書（申請理由書様式によるもの）

(3) 申請者に関する次の書類 1通

1. 登記簿の謄本（申請者が法人である場合に限る。）

2. 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

（注）上記の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。

(4) 申請の理由に関する次の書類 いずれか1通

1. 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

2. 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

(5) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

(6) 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施する経理的基礎を有することを証する次の書類（注1）（注2） 各1通

イ 資金調達方法示す書類、貸借対照表、損益計算書（前年度のもの）

ロ 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

<計算式>

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

F G : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

(7) 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

(8) 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注3）（注4） 各1通

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
 - b) 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
 - c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
 - e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
 - f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
 - g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
 - h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
 - i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
 - k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
 - l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において必要な許可等を受けていることを証する書類
 - m) 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき台湾の法令を記載した書面
 - n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
 - o) その他必要と認められる書類
- (9) 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の記名のある次の書類各1通
- 1. 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - 2. 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分
- (10) 廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- (11) 別紙1に示す書類 1通
- (12) その他必要と認められる書類 各1通

例えば、以下の書類が必要となる場合があります(これ以外の書類が必要になることもありますのでご協力ください)。

1. 特別有効期間設定依頼書（承認の有効期間が6か月以上の場合又は6か月未満の場合）
2. 貨物に係る情報（概要、カラー写真、成分分析表 等）

※原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。

3. 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、FAX番号、E-mailアドレスが確認できる名刺等の写し
4. 貨物のフロー図

（注1）分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものの場合は、上記(6)の書類の提出を要しない。

（注2）台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることが義務付けられている場合には、上記(6)の書類に代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し（3通）を提出することができる。

（注3）廃掃法第10条（同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者による当該確認に係る特定有害廃棄物等の輸出の場合は、上記(8)の書類の提出を要しない。

（注4）分析試験を行うためのものの場合は、上記(8)の書類に代えて、以下の書類を提出することとする。

イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は台湾の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

ロ 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ハ 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

ニ 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ホ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

ヘ その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ト その他必要と認められる書類

（注5）1. （1）提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

2. 各通関毎に提出が必要な書類

- (13) 台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書（別紙2）
- (14) 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の2（5）に基づくもの。）（別紙3）
- (15) 輸出承認証（裏面を含む）の写し 1通

3. 申請書類の記載について

輸出者は、下表の資料について、チェックポイント（書類提出前に最低限、確認いただきたいポイント）をご確認のうえ、資料を作成、提出してください。

これらはバーゼル法規制対象物の輸出申請における主なものであり、案件に応じて、必要な追加情報等の提出を要請することがあります。

書類名等	チェックポイント	サンプル
(1) 輸出承認申請書	☐ 電子申請の場合は、直接入力のため本様式の作成は不要。 ☐ 申請を別に分ける必要がある場合 ・買主が複数。 ・処分者が複数。 ・輸入港（税関）又は輸出港（税関）が複数ある場合。 ・貨物が複数ある場合（廃プラスチックの種類が異なる場合は、通常、一つの申請で可。他相談ください） ☐ 「数量」： ・契約書の数量を記載する。別紙様式（通告書）5. 予定総移動量と同じとする。別紙1（通告書）23. 移動が予定されている期間で申請する期間（最長1年申請可能）に輸出を行う総量となる。 ・「ただし、数量及び総額が <u> X </u> %増加することがある。」の欄は、バーゼル貨物、廃掃法の貨物には使用できないため、「×」を記入。数量の増減の可能性場合は、「数量」に最大の数量を記載する。 ・数量が多い場合、再輸入等に要する費用も多くなることに留意。 ☐ 「単価」： ・契約書等に記載された単価を記入。相場変動等があり、単価が契約書に明記されていない場合は、合理的に説明のつく単価で申請する。（輸出承認申請理由書4. (2)で単価の説明を行う。例：過去1年の単価は概ねUS\$〇〇～△△/MTで変動していることから、一番高い値のUS\$△△/で申請します等） ☐ 他記入例を参照のこと。	参考1
(2) 輸出承認申請理由書	☐ 「最終需要者」は別紙1（通告書）の7. 処分者（リサイクルを行う者、施設）と同じ。中間処理者、最終処理者がある場合は要相談のこと。 ☐ 「単価」相場変動等があり、単価が契約書に明記されていない場合は、合理的に説明のつく単価で申請し、4. (2)で単価の説明を行う。例：過去1年の単価は概ねUS\$〇〇～△△/MTで変動していることから、一番高い値のUS\$△△/で申請します等） ☐ 「5. 最終需要者の用途」工程、製品を簡易に説明のこと。 ☐ 他記入例を参照のこと	参考2

(3) 申請の理由に関する書類	☐ 通常、1. 又は 2. どちらか 1 通を提出。2. の場合は、処分者より誓約書を入手し、提出する。	
(4) 輸出契約書 (輸出者、輸入者、処分者)	☐ 日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要。なお、日本語の場合は、英語または輸入国で理解可能な言語の翻訳が必要）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。 ☐ 契約書の有効期間：通告書（別紙 1）23 欄. 移動が予定されている期間をカバーしているか。（申請可能な最長の輸出予定期間は 1 年のため）輸出予定期間を 1 年で申請する場合は、契約書の有効期間も 1 年以上とする（例：申請を 2022 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までとする場合は、契約書も同じ期間以上とする）。特に、有効期間の自動更新条項がない場合は、特に契約の開始日と終了日が輸出予定期間をカバーしていることを確認すること。なお、契約書に有効期間の自動更新条項がある場合でも、提出時点において契約締結日から 5 年を超過している契約については、当該契約が提出時点において有効である旨を説明する書面を提出すること（5 年以内に当該書類を提出している場合には、提出不要）。 ☐ （輸入者＝処分者※の場合）輸出者と処分者の間の契約であるか。 ※処分者：バーゼル条約における処分作業を行う者のこと。処分作業には、リサイクルと廃棄作業の両方が含まれる。 ☐ （輸入者≠処分者の場合）輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約が提出されているか（※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約書の提出が必要。）。 ☐ 取引の対象物（＝バーゼル法の対象物）及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。 ☐ 処分者・処分場所が記載されているか。 ☐ 取引数量が明記されているか（※通告書（別紙 1）22. 予定総移動量、輸出承認申請書等で申請される数量と同じ数量が記載されていること。（通常、申請可能な最長期間は 1 年となるため、最大の数量は 1 年の契約とした場合の 1 年分の取引数量となる）。 ☐ 契約書に単価が明記されていない場合は、申請する単価について、輸出承認申請理由書の 4. (2) 数量及び価格の欄で説明を行うこと	参考 3

	☐ <輸出者と処分者の間の契約書>契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか（※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別である場合は、各々の契約において、明記すること）。	
(5) 運搬契約書	☐ 日本語または英語で記載されているか（※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要）。 ☐ 契約書の日付は記載されているか。 ☐ 契約当事者の署名または押印がなされているか（※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること）。 ☐ 契約書の文字、署名、押印が鮮明か（※容易に判別できること）。 ☐ 契約書の有効期間：通告書（別紙 1）23. 移動が予定されている期間をカバーしているか。（申請可能な最長の輸出予定期間は 1 年のため）輸出予定期間を 1 年で申請する場合は、契約書の有効期間も 1 年以上とする（例：申請を 2022 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までとする場合は、契約書も同じ期間以上とする）。特に、有効期間の自動更新条項がない場合は、特に契約の開始日と終了日が輸出予定期間をカバーしていることを確認すること。なお、契約書に有効期間の自動更新条項がある場合でも、提出時点において契約締結日から 5 年を超過している契約については、当該契約が提出時点において有効である旨を説明する書面を提出すること（5 年以内に当該書類を提出している場合には、提出不要）。 ☐ 「通関（保税地域）以降の輸送～海上輸送等～輸入国内輸送」等、処分者までの、全ての物流ルート of 運搬契約書が提出されているか。 ☐ 運搬区間、運搬の対象物（バーゼル法の対象物）が特定されているか。 ☐ なお、契約書がない場合は、代わりに見積り等の書類でも可とする。（社名、運送区間、運送手段等がわかるもの）	

(6) 再輸入費用関係の書類	☐ バーゼル条約上の再輸入の義務の履行のため、輸出者の経理的基礎を確認するもの。 ☐ ①「再輸入等に要する費用に係る見積書」(②のそれぞれの見積書をもとに総費用を計算したもの。記載要領参照)、②運搬単価、処分単価、保管単価90日分のそれぞれの見積書(計算の基礎となる数量)、③「再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類」が必要。 ☐ ①については記載要領を参照。「特定有害廃棄物の量」は、想定する輸出回数が3回までの場合は輸出の総数量、4回以上の場合は、総数量の1/4として計算する。「処分単価」については、有価物である場合はゼロで計算する。 ☐ 「再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類」は、申請者の財務(直近の決算からまかなえる場合は、記載要領に従い誓約書を作成する。そうでない場合は、銀行保証、保険等の当該費用を支払うことができる旨を示す書類、それにより支払う旨の誓約書を提出する	参考 7 参考 8
(7) 適用品目についての書類	☐ 要否について相談してください。(廃プラスチックの場合は通常、不要)	
(8) 廃掃法／輸出確認書の写し	☐ 廃掃法の対象貨物の場合のみ提出のこと。	
(9) 別紙 1	☐ 記入上の注意事項に従って記載のこと	参考 4
(10) その他 1.	☐ 「特別有効期間設定申請書」様式に従って記載のこと(申請期間が6月を越える場合は提出する)	
(11) その他 2. 貨物の概要、写真、成分分析表	☐ (7) で既に提出した場合は同じもので可	参考 11
(12) その他 4. 貨物フロー図	☐ 発生者、申請者(輸出者)、輸入者、処分者、運搬者の関係者がすべて揃っていること。通告書その他の書類と齟齬がないこと。サンプルを参照。	
(参考) 日本の発生施設での発生工程図)	☐ バーゼル法の対象物の発生工程が明確に理解できる内容か。 ☐ 発生者の名称は記載されているか。	参考 9
(参考) 輸出先での処理工程及び処理施設概要	☐ 処理施設の住所、処理工程の概要等が記載されているか ☐ 複数の金属が精製される場合は、金属毎の処理工程が記載されているか(同じ資料内で記載しても可)。	参考 10

4. 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記 1 に従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（1）の⑨に該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当していること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

② 台湾以外への輸出でないこと。

③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。

⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。

⑥ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。

イ 台湾において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決め（2005年12月1日付け）の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

5. 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付します。

1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。

2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記 1 の移動書類の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。

3 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。

4 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。

- 5 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

6. 事前相談

輸出を検討されている段階で、輸出承認審査に必要となる書類等について必ず事前に環境省へ相談してください。

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話：03-5501-3157（直通）

7. 輸出移動書類の届出及びその携帯と処分完了の通知

バーゼル条約では、有害廃棄物等の移動に移動書類を携帯することが義務付けられています。移動書類は輸出から、輸入国の処分・回収施設まで、当該廃棄物等の引き渡しとともに受け渡され、処分・回収作業が完了するまで携帯されます。台湾向けの輸出においても同様となります。

輸出者は、輸出承認証を取得後、貨物を実際に輸出しようとするときは、輸出の度に、通関前に輸出移動書類を経済産業省に届出を行い、確認を受ける必要があります。

（参考：輸出移動書類の取扱いの手引き 経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_base1/download/20210830exmd-tebiki.pdf

<届出の必要書類>

- ① 台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書（別紙2）
- ② 移動書類(写)(Movement document for transboundary movements/shipments of waste)
（別紙3）
- ③ その他必要な書類

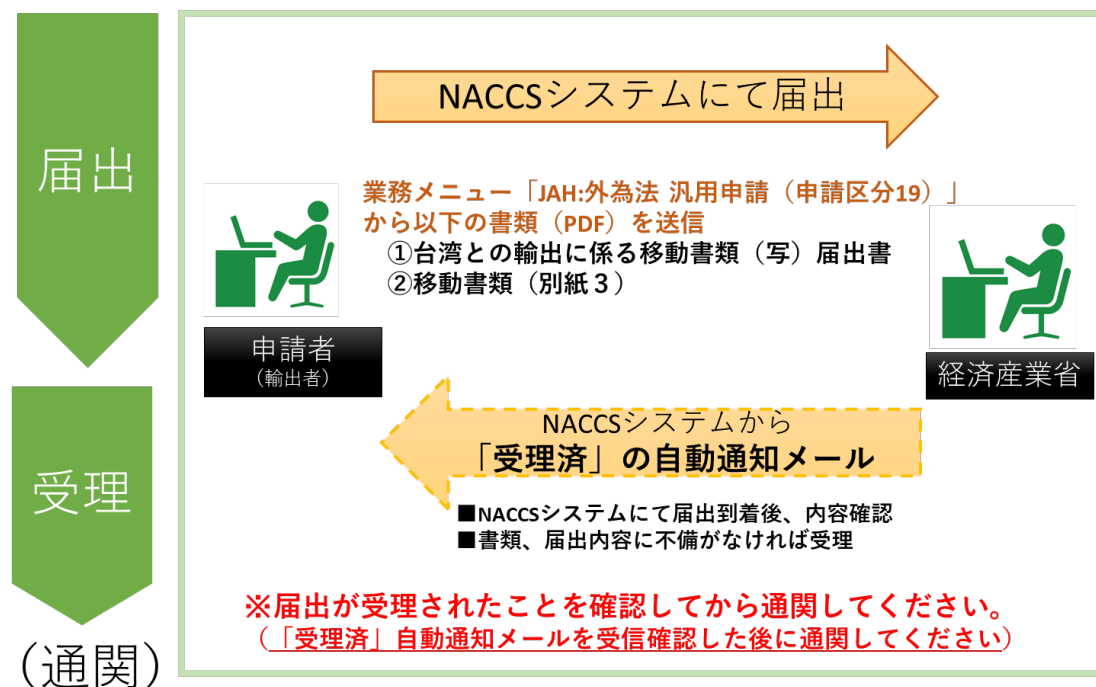
これ以外の書類が必要となることもありますので、御協力ください。

・輸出承認証の写し（裏面を含む）[1通]（NACCS申請案件は不要）

(1) 電子申請（NACCSシステムによる届出）

NACCSシステムから提出することができます。

台湾との輸出に係る移動書類届出（NACCS）の流れ



(2) 書面での提出

書面における届出は、提出先に郵送にて提出ください。

■提出先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査
担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

<処分完了等の報告について>

特定有害廃棄物等の輸出者には、特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めることが求められます。このため、輸出者は、輸入者に対して、バーゼル条約又は OECD 理事会決定において回収施設に義務付けられた、特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を履行するため、18 欄、19 欄に処分者が記入した輸出移動書類の写しを輸出者及びバーゼル条約の日本における権限のある当局である環境省へ送付するよう働きかけてください。

Ⅲ. 経済産業省ホームページ

上記Ⅰ及びⅡにつきましては、当省ホームページにおきまして、以下のURLにて、ご案内しています。また、申請様式等につきましてもダウンロードしていただけるようになっています。

<台湾へのバーゼル貨物の輸出申請手続き>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/basel_export1_taiwan_2.html

(参考 1) 輸出承認申請書 (様式及び記入例)

別表第一の二

根據法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸出承認申請書

経済産業大臣又は 税関長殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名

申請年月日

住所

電話番号

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 _____

住 所 _____

(2) 荷 受 人 _____

住所 _____

(3) 仕 向 地

經 由 地

(4) 商品內容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令	単 位	数 量	価 額	
		別表第2 貨物番号			単 価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

要承認又は不要承認

この輸出承認申請は、
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号（及び第 号）
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資格

記名押印

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

サンプル

以下の場合には別々の申請が必要。

- ① 買主（輸入者）が異なる
- ② 処分者が異なる。
- ③ 輸出港又は輸入港が複数
- ④ 貨物が複数（ご相談下さい）

根拠法規	輸出税	条第1項第2号
主務官庁	電子申請の場合は、直接入力のため作成不要	業 省

輸出承認申請書

経済産業大臣又は

申請者

代表者が申請すること

長殿

氏名又は名称 ●●●株式会社 代表取締役 △△△△
及び代表者の氏名

住 所 東京都 ~

※承認番号	
※有効期限	

申請年月日 20xx年xx月xx日

電話番号 03-xxxx-xxxx

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 ○○○○

(2) 荷受人 買主と同じ

(3) 仕向地 台湾

(4) 商品内容明細

仕向地は「国名」を記載。港名や地名は不要。

住 所 ●●●●

住 所 買主と同じ

経由地 direct

買主の社名、住所は、売買契約書、名刺等に記載された社名、住所を省略せずに記載すること。国名まで記載。

経由地は積替えを行う「国名」を記載。ない場合は、DIRECT と記載。（注）別紙様式（通告書）15欄の通過国は、積替え国に加え、船が寄港する国等も含むため留意する。

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第2 貨物番号	単 位	数 量	価 額	
					単 価	総 額
○○○	なし	35-2(1)	M/T	1,000	US\$80	US\$ 80,000
型及び等級がある場合は書いてください		35-2(1) 特定有害廃棄物等(パーゼル) 35-2(2) 廃棄物（廃棄物処理法）	契約書の数量を記入する。別紙様式（通告書）5 欄。予定総移動量と同じとすること。申請可能な期間は最長1年のため、1年の申請の場合は、契約書の有効期間を1年以上とし、契約書に定めた数量を申請。		契約書の単価を記載。記載がない場合は、輸出申請理由書に申す単価の説明を記載。	
				計 1,000	計 US\$80,000	

型及び等級がある場合は書いてください

35-2(1) 特定有害廃棄物等(パーゼル)
35-2(2) 廃棄物（廃棄物処理法）

契約書の数量を記入する。別紙様式（通告書）5 欄。予定総移動量と同じとすること。申請可能な期間は最長1年のため、1年の申請の場合は、契約書の有効期間を1年以上とし、契約書に定めた数量を申請。

契約書の単価を記載。記載がない場合は、輸出承認申請理由書に申請する単価の説明を記載。

（ただし、数量及び総額が X %増加することがある。）

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号（及び第 号）
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

「X」を入れる。
パーゼル、廃掃法
貨物では使用不可。

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

記載しないで下さい。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印
裏面は、記載しないでください						

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (4) この申請書は、輸出入貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

(参考2)輸出承認申請理由書 (様式及び記入例)

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名)

(住 所)

担当者 (所属部署名)

(電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記のとおり輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地

2. 買主名及びその住所

3. 最終需要者名及びその住所

4. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名 (商品名、型及び等級)

(2) 数量及び価格

数量: X,XXX

5. 最終需要者の用途

6. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。



2018年XX月XX日

申請者 株式会社〇〇〇〇
東京都〇〇市〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
担当者 〇〇本部〇〇課
〇〇 〇〇
0423-XX-XX

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記のとおり輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
〇〇〇〇国
2. 買主名及びその住所
買主名：〇〇〇〇
住 所：XXX, □□□□, 〇〇〇〇
3. 最終需要者名及びその住所
買主と同じ
4. 輸出貨物の概要
 - (1) 貨物名（商品名、型及び等級）
〇〇〇〇（型及び等級なし）
 - (2) 数量及び価格
数量：X,XXX M/T 価格：総額 US\$XXX,XXX（単価 XXXUS\$/MT）
5. 最終需要者の用途
精錬した後精製し、〇〇地金を製造する。
6. 輸出の理由及び経緯
〇〇〇〇国において必要とされる原材料として買主より引合いのあったもの。

（注）用紙の大きさは、A列4番とします。

(参考3) 契約書

*以下の契約書は主なチェックポイントを示すサンプルであり、実際に提出いただく契約書が以下の形式でなければいけないということではありません。

■取引契約書

サンプル

- 契約書は、日本語または英語か(※日本語または英語以外の場合は、日本語または英語の翻訳の提出が必要)。

SALES AGREEMENT

Between

The Shipper:

KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD.
100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

And

The Recycler:

ABC WASTE SERVICES LTD.
3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand

- (輸入者＝処分者の場合)輸出者と処分者の間の契約であるか。
- (輸入者≠処分者の場合)輸出者と輸入者、及び、輸入者と処分者の間の契約であるか(※別々の契約である場合、二つの契約の関連性が明確であること。三者間契約でも可。なお、処分者について、輸入者と親子関係にある場合であっても、別法人である場合は、輸入者と処分者の間の契約の提出が必要。)

- 契約書の日付は記載されているか。

This Sales Agreement (“Agreement”) is made as of 31 January 2013 (“Effective Date”) by and between KASUMIGASEKI RECYCLING CO., LTD. with its principal place of business at 100, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan (“The Shipper”), and ABC WASTE SERVICES LTD. with its principal place of business at 3/F, Pacific Building, Central Street, Bangkok, Thailand (“The Recycler”) (individually “Party” and collectively “Parties”).

Now, therefore, in consideration of the mutual agreements contained herein, the Parties hereto agree as follows:

Section 1 (Objective)

The objective of this Agreement is to ensure that Shipper sells to the Recycler and the Recycler purchases from the Shipper the Products defined in Section 2 and the Recycler recycles it to recover precious metals from the Products.

Section 2 (Products)

The Product to be sold and purchased in this Agreement is defined as Printed Circuit Board retrieved from desk top computers (“Products”).

- 契約書では、取引の対象物(＝バーゼル法の対象物)及びそれをリサイクルする等の取引であることが明示されているか。

- 取引数量が記載されているか。数量は通告書(別紙様式)の5. 予定総移動量、輸出承認申請書の数量と同じ。

Section 3 (Quantity)

The maximum quantity of the Products to be sold and purchased in this Agreement is one hundred tons in annum.

Section 4 (Recycling Facility)

The Recycler shall recycle the Products in ABC WASTE SERVICES Recycle Center, which is owned by the Recycler and located in 200 ○○○-town, ～地名、国名

- 処分者・処分場所が記載されているか。

(中略)

【非 OECD 諸国への輸出の場合】＜輸出者と処分者の間の契約書＞

- 契約当事者が、取引の対象物について「環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること」を確保することが明記されているか。(※輸出者と輸入者、輸入者と処分者の間の契約が別個である場合は、各々の契約において、明記すること)

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the Basel Convention and domestic laws and regulations in Japan and Thailand concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where pollution arises, the Party responsible for the pollution shall be responsible for addressing problems entailed by it.

【OECD 諸国への輸出の場合】＜輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間のいずれかの契約書＞

- 輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了できない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれているか。(※輸出者～処分完了までの一連のプロセスを切れ目無くカバーする、代替的な廃棄物管理及び費用負担の責任を負う当事者が契約上特定されていること。)

Section 10 (Environmental Protection)

The Parties shall comply with the OECD Council Decision C(2001)107/FINAL and domestic laws and regulations in Japan and Republic of Korea concerning trans boundary movement of hazardous wastes. The Parties shall also ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out before delivering the Products in Busan Port, Republic of Korea that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Shipper, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner. In the event where it is found out after getting the delivery of the Products in Busan Port, Republic of Korea that transportation and recycling of the Products cannot be completed in accordance with this Agreement, the Recycler, at its own cost, shall take alternative measures to ensure transportation and recycling of the Products in environmentally sound manner.

(中略)

- 契約書の有効期間は、通告書(別紙様式)の 6. 予定運搬期間をカバーしているか。(以下の書きぶり又は、2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日など) なお、申請可能な予定運搬期間は最長1 年間(OECD 事前同意施設は 3 年)。※有効期間の自動更新条項があっても、申請時点において契約締結日から 5 年を超過している契約については、当該契約が申請時点において有効である旨を説明する書面を提出すること。)

Section 15 (Term)

This Agreement shall be valid from one year from Effective Date and automatically renewed and extended for another one year period subsequently unless otherwise either Party notifies

the other Party of its unwillingness to extend the duration of this Agreement in writing at least three months before the expiration of the original duration.

(中略)

IN WITNESS WHEREOF, the Parties have caused their authorized representatives to execute this Agreement as of the date first above written.

The Shipper : KASUMIGASEKI RECYCLING CO. LTD.

By: _____

Name: Ms. XXXX
Title: General Manager

- 契約当事者の署名または押印がなされているか(※署名・押印者の社名、所属等が付記されていること)。
- 契約書の文字、署名、押印が鮮明か(※容易に判別できること)。

The Recycler :, ABC WASTE SERVICES LTD.

By: _____

Name: Mr. ZZZZ
Title: Managing Director

(参考 4) 別紙 1 「通告書」

1. Reason for waste export (特定有害廃棄物等の輸出の理由) ☐ Japan does not have the technical capacity and the necessary facilities, capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in question in an environmentally sound and efficient manner. (輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分能力又は適当な処分場所を日本が有しないため。) ☐ The wastes in question are required as a raw material for recycling or recovery industries in Taiwan. (輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされているため。)
2. Exporter/Notifier (輸出者/申請者) Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :
3. Notification (事前通告) ☐ Single movement (一回の移動) ☐ Multiple movement (複数回の移動) ☐ Disposal (no recovery) operation (処分 (非回収) 作業) ☐ Recovery operation * (回収作業) *Pre-authorized recovery facility (事前認定を受けた回収施設への運搬か) ☐ yes (はい) ☐ no (いいえ) Total intended number of movement : (予定される総移動回数)
4. Importer/Consignee (輸入者/処分者) Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

5. Waste generator (特定有害廃棄物等の排出者) Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) : Process and place of generation (排出過程及び排出場所) :	
6. Intended carrier (予定される運搬者) Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :	
7. Disposal/recovery facility (処分施設) Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) : Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery (事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限)	
8. Code No. of disposal/recovery operation (処分作業のコード番号) : Technology employed (適用される技術) :	
9. Contractual agreement between exporter and importer dated* : (輸出者と輸入者との契約合意の日付) / / * See the copy of agreement attached. (契約書の写しを添付すること。)	10. Number of annexes attached : (別添資料の数)

11. Provision for insurance or financial guarantee : ☐ yes* (有) ☐ no (無) (保険又は金銭的保証の条項の有無) Period of validity (有効期間) : *See details attached . (詳細については、資料を添付すること。) 	
12. Packaging type (こん包の形態) :	13. Number of packages (こん包の数) :
14. Means of transport (運搬の手段) :	
15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste* : (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成) Physical state at 20℃ (20℃における物理的状态) ☐ Powder (粉末状) ☐ Solid (固体状) ☐ Paste/Viscous (糊状) ☐ Sludge (泥状) ☐ Liquid (液状) ☐ Gaseous (気体状) ☐ Others (その他) : *See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) 	
16. Waste identification code (廃棄物同定コード) ☐ Basel Annex VIII : (バーゼル条約附属書Ⅷ) ☐ Other (その他)	
17. Special handling instructions (特別な取扱の指示) : ☐ yes * (有) ☐ no (無) *See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) 	
18. Y number (Y 番号) :	19. H number (H 番号) :
20. UN class (国際連合分類区分) :	21. UN number (国際連合番号) :
22. Quantity in weight and volume (重量及び体積) :	
23. Intended date of movement (移動が予定されている日付) : / /	

24. Point of entry and exit (輸出入地点) Japan (日本)	Taiwan (台湾)
25. Competent authority of Taiwan (台湾の権限ある当局) Name (名称) : Address (所在地) : Contact person(連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :	
26. Information transmitted(including technical description of the plant) to the exporter or generator from the disposer of the waste upon which the latter has based his assessment that there was no reason the believe that the wastes will not be managed in an environmentally sound manner in accordance with the laws and regulations of Taiwan. (廃棄物の処分者から輸出者又は排出者に送付された情報 (施設に関する技術的な記述を含む。) であって、当該廃棄物が台湾の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がないとの処分の評価の根拠となったもの) ☐ Contractual agreement between exporter and importer (輸出者と輸入者との間の契約) ☐ Authorization by the competent authority of Taiwan on the disposal of waste to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分に関する台湾国の権限ある当局の承認) ☐ Record of performance of the disposal of wastes to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分の実績) ☐ Others * (その他) * See details attached.(詳細については、資料を添付すること。)	
27. SUCCESSIVE INTENDED CARRIER OR NEW CARRIER IN THE CASE OF FORCE MAJEURE (予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者) The box underneath must contain the name, the address, telephone number, fax number and email address and the same of the contact person (以下の記入欄には、運搬者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールのアドレス及び連絡責任者の同様の情報が記載されていなければならない。)	

Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :
Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :
Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) : Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :
28. Exporter's/Notifier's declaration (輸出者の申告) On behalf of generators and myself, I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge. (私は、特定有害廃棄物等の排出者及び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。) Name (氏名又は名称) : Signature (署名) : Date (日付) : / /

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. 用紙の大きさは、A 列 4 番とする。
3. 本様式は英文のタイプ印書で記入すること。

別紙1の記入上の注意事項

<一般的注意事項>

1. 書類の記入方法について

本様式は、英文のタイプ印書で記入すること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にても複製はしないこと。

日付は、原則、6桁又は8桁の表記を用いること。

(例)「2018年10月1日」は「01/10/18」と記入する。

2. 書類の箇所別の記入責任者について

輸出しようとする者が必要な事項を記入すること。

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1欄)

特定有害廃棄物等の輸出の理由について、該当する欄を「■」とすること。

(第2、4欄)

輸出者／申請者及び輸入者／処分者については、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人名
- ・住所又は所在地
- ・緊急の場合の連絡責任者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス。(ファクシミリを使用しない場合は空欄で可)

(第3欄)

- ・一回の移動、複数回の移動のいずれに係る特定有害廃棄物等に関するものか。複数回の移動の場合は、申請する移動期間内に予定される総移動回数を記入すること。なお、申請できる移動期間は最長1年。
- ・処分作業の種類は、処分（非回収）作業、回収作業のいずれに該当するか、について該当欄を■とすること。
- ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設への運搬か、についてはno（いいえ）に■を入れてください。(OECD加盟国向け輸出に限るため)

(第5欄)

特定有害廃棄物等の発生者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が発生者である場合は、「SAME AS BLOCK 2」（第2欄に同じ）と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の発生者が複数の場合には、「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入し、各発生者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設（“処分”は回収の趣旨も含む。以下同じ）に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「SAME AS BLOCK 4」（第4欄に同じ）と記入すること。

(第8欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「yes」（有）の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状態」については、該当する欄を■とすること。「Other」（その他）の場合には、その物理的状態を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄を■とすること。「yes」（有）場合には、その具体的内容（例：こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと）について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。なお、該当するY番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

なお、該当するH番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。（通常、廃プラスチックの場合は空欄可）

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」（Recommendations on the Transport of Dangerous Goods）に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22、23欄)

第22欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積を、第23欄には、移動が予定されている日付を記入すること。(例：01/05/2022 ～30/04/2023) 最終日は移動が終了する日

(第24欄)

輸出及び輸入の地点(港名)を記入すること。

(第25欄)

担当者名等は空欄可。

(第26欄)

該当する箇所を■とすること。また、詳細については、資料を添付すること。

(第27欄)

予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者を記入すること。

(第28欄)

必要事項を記入すること。(社名、氏名とも英文も併記すること)

(参考5) 別紙2

台湾との輸出に係る移動書類(写) 届出書

経済産業大臣 殿

年月日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾への輸出に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号(有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め(2005年12月1日)の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項)の2(5)の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

申請者名
氏名又は名称及び代表者の氏名
住所
電話番号(担当)

記

1. 輸出者/申請者
氏名又は名称:
住所:
2. 輸入者/処分者
氏名又は名称:
住所:
3. 処分施設
氏名又は名称:
住所:
4. 特定有害廃棄物等の名称:
5. 輸出承認証
承認番号:
承認日:
数量:

6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量/移動数量	通関数量

(注) これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

(参考 6)

別紙 3

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No. 通告番号:		2. Serial/total number of shipments 移動番号/総回数: /	
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No. 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No. 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity 実際の数量: Tonnes(Mg): m³:		6. Actual date of shipment 実際の移動日:	
7. Packaging 全てのこの包の形態 Type(s) (1) 形態: Number of packages この包数 Special handling requirements 特別な取扱の指示: (2) Yes ☐ No ☐			
8(a) 1 st Carrier (3) 第一運搬者: Registration No. 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:		8(b) 2 nd Carrier 第二運搬者: Registration No. 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
		8(c) 3 rd Carrier 第三運搬者: Registration No. 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
More than 3 carriers 運搬者が3者より多い場合 (2) ☐			
Means of transport 運搬手段 (1): Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: Signature 署名:		Means of transport 運搬手段 (1): Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: Signature 署名:	
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者-生産者 (5): Registration No. 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 (2):		11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コード D / R-code 分類コード R (1): 12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 (2): 13. Physical characteristics 物理的特性 (1): 14. Waste identification 廃棄物の同定 (fill in relevant codes/required to state) 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項 Basel Annex VIII (or IX if applicable) * パーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX): Other (specify) その他 (明細を記述のこと): Y-code * Y 番号: H-code * H 番号 (4): UN class 国際連合分類区分 (4): UN Number 国際連合番号: Customs code(s) (HS) * 輸出入統計品目:	
10. Disposal facility 処分施設 ☐ or recovery facility 又は回収施設 ☐ Registration No. 登録番号: Name 施設名: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 (2):			
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of Japan. 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務事項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金融的保証が有効であること、及び、日本の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:			
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄			
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合)		Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名:	
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄			
18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 ☐ or recovery facility 又は回収施設 ☐ Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 受入 ☐ Rejected 拒否 ☐ Immediately contact competent authorities "た"に権限のある当局に連絡すること Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): m³: Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分の方法 (1): Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:		19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び押印:	

(1) See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。

(2) Attach details if necessary 必要な場合詳細を添付すること。

(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a, b, c). 運搬者が3者より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

(4) Required by the Basel Convention 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)	
20. Enforcement by the customs office of Japan (日本の税関による保証) The waste described overleaf has left on: Signature: Stamp:	21. Enforcement by the customs office of Taiwan (台湾の税関による保証) The waste described overleaf has entered on: Signature: Stamp:

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第11欄)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること)
D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画に埋め立てること)
D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、焼却、中和、沈殿)
D10 Incineration on land 陸上における焼却
D11 Incineration at sea 海洋における焼却
D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること)
D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ混合又は混合
D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第11欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及び OECD 決定) 一主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の精製又はその他の再利用
R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残率の利用
R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第7欄)

1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrycan ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋 6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器
8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運輸輸送手段 (第8欄)

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第13欄)

1. Powdery / powder 粉状又は粉 2. Solid 固体的 3. Viscous / paste 高粘性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状 6. Gaseous ガス状
7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H 番号及び国際連合分類区分 (第14欄)

UN class	H-code	Characteristics 特性
1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	Oxidizing 酸化性
5.2	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物
6.1	H6.1	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
6.2	H6.2	Infectious substances 病毒をうつしやすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H11	Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性)
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分した後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第14欄) に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及びY 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

輸出移動書類（別紙3）の記入上の注意事項

< 記入上の注意点 >

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること（写しを1部提出すること）。

日付は、原則、6桁又は8桁の表記を用いること。例えば、2018年10月1日は01.10.18（日、月、年）と表すこと。

附属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号(No.)を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者）が記入する。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

< 各欄の記入要領 >

第1欄：通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

第2欄：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4 / 11」と記入）。移動が1回のみの通告の場合は、1 / 1と記入する。 予定総移動回数は、別紙1(通告書)で申告した輸出回数となる。

第3欄及び第4欄：輸出者及び輸入者について、通告書の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第5欄：運搬する実際の特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム(Mg)又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。数量はNETで記載する。

第6欄：本欄は申請時ではなく、関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内ではなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

第7欄：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

第8欄(a)、(b) 及び (c)：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）、及び電子メールアドレスを記入すること（運搬者は別紙1（通告書）で申告した運搬者のみ利用可能）。

運搬者が3者より多い場合は、所定の一覧様式に記入し、添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

第9欄：発生者に関して、通告書の第9欄に記載された情報を記入すること。

第10欄及び第11欄：通告書の第10欄及び第11欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第10欄に「SAME AS BLOCK 4」（第4欄に同じ）と記入すること。

第12欄、第13欄及び第14欄：通告書の第15、16欄に記載された情報を記入すること。

第15欄：輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。

第16欄：越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

第17欄：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

第18欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。数量は移動書類に記載された数量ではなく、実際に受領した数量を記入する。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めにに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない（※）。我が国当局（環境省）に対する連絡は、電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

第19欄：処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局（環境省）に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも30日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後1暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

第20、21及び22欄：本欄は空欄にしておくこと。

(参考 7) (別紙 4)

再輸入等に要する費用に係る見積書

年 月 日

住所

会社名

役職

氏名

申請する貨物について、再輸入等を確実に実施するために要する費用は、下記のとおりです。

記

資力保証の金額(FG) ◎◎◎◎◎◎円・・・①

運搬単価(C_T) <見積書1参照> ○○○○○円・・・②

処分単価(C_{RD}) <見積書2参照> ●●●●●円・・・③

保管単価(C_S) <見積書3参照> △△△△△円・・・④

特定有害廃棄物の量(Q) ※移動予定数 ▲▲▲▲トン・・・⑤

[①] = ([②] + [③] + [④]) × [⑤] × 1.2

◎◎◎◎◎◎円 = (○○○○○円 + ●●●●●円 + △△△△△円)

× ▲▲▲▲トン × 1.2

※以下記載不要

(注) 資力保証の総額の計算方法

$$FG = \frac{(C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F}{1}$$

FG: 資力保証の金額

C_T : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用)

C_S : 保管単価(輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用)

Q: 輸出特定有害廃棄物等の量[トン] ※別紙様式(通告書)の4欄(輸出回数)が4回以上の場合、申請する輸出総量の1/4の数量とし、3回以下の場合には輸出総量として計算する。

この場合、移動予定数量の部分は、●●トン(総数量▲▲×1/4)と記載してください。

F: 安全係数(1.2)

(参考8)(別紙5)

再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類

年 月 日

住所

会社名

代表者役職

氏名

再輸入等に要する費用については、下記により確実に支払うことを誓約します。

記

1. 算出した見積額 ◎◎◎◎◎◎円
2. 上記費用は、当社の貸借計算書における(〇〇〇〇)により拠出

※以下記載不要

(注)

- ・◎◎◎◎◎◎円には、別途、算出した見積書の金額を記載する。
- ・(〇〇〇〇)には、以下のような内容を記載することが考えられる。

【例示】

- ①貸借対照表の純資産の項目(例えば利益準備金や任意積立金など当該費用の支払いに充てることができる資産)及び金額を記載する。
- ②貸借対照表の資産の項目(例えば流動資産の有価証券及び金額)を記載し、これを処分することによって資金調達の上拠出する旨記載する。
- ③貸借対照表の資産の項目(例えば固定資産の有形固定資産(土地や建物)及び金額)を記載し、これを担保に借入れを行うことによって資金調達の上拠出する旨記載する。

(参考9) 輸出国の発生施設での発生工程図

サンプル

20xx●年●月●日

株式会社 ●●

発生工程図

発生者名、住所

●●● 株式会社、△△県■市～

【発生者】●●● 株式会社

金属加工工程①

金属加工工程②

貴金属を多く含んだ残渣

処理①

処理②

【輸出貨物】

●●スラッジ

- パーゼル法の対象物の発生工程が明確に理解できる内容か確認する。
- 発生工程が複雑な場合には、必要に応じ、どの工程をどの事業者が行っているのか区別して記載すること。
- 各工程の写真の添付を依頼することがあります。

【輸出者】

◎◎◎ 株式会社

【輸入者】(輸入国)

●●●CO.,LTD.

(参考10) 輸入国での処理工程及び処理施設概要

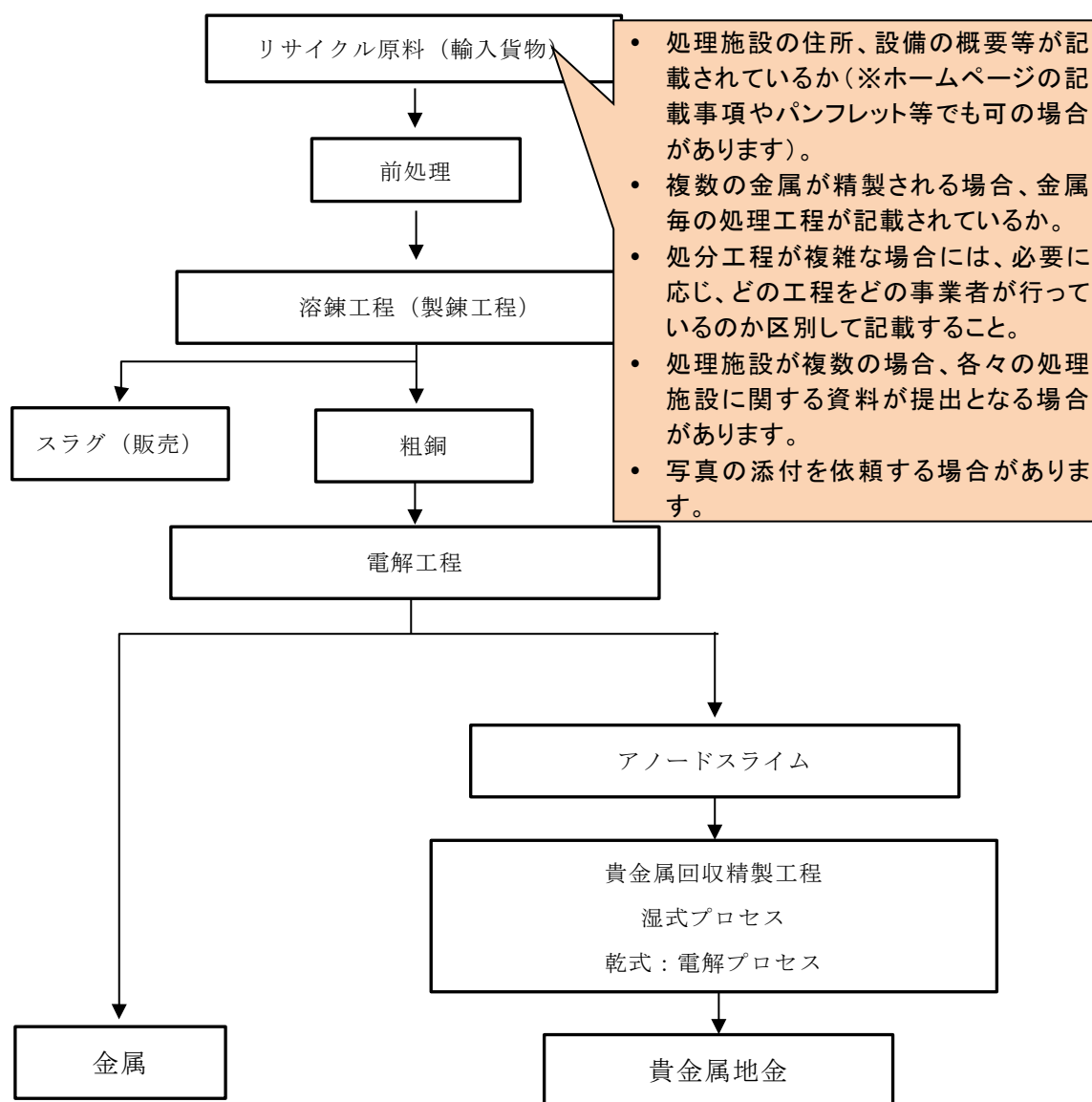
サンプル

20xx●年●月●日

株式会社 ●●

処 理 工 程 図

処理業者名	●●●●
所在地	■■■ △△△ ●●● □□□
処理施設の概要	破碎処理システム、精錬プラント、貴金属回収精製プラント



(参考 1 1) 成分分析表

溶出試験例		発行日：20xx●年●月●日																																																																								
サンプル		分 析 報 告 書																																																																								
株式会社 ●●●● 様		・ 検査機関、検査方法、検査日が明記されているか。 事業者 株式会社●●分析センター 代表者 ●● ●● 事業所 東京都●●区●● 電話 03-●●-●●●● ・ 複数の品目が混載される場合、品目毎の成分分析表が提出されているか。																																																																								
対象試料	●●スラッジ																																																																									
試料受付日	平成●年●月●日																																																																									
試料採取者	弊社受け取り																																																																									
貴社より受託した試料の分析結果(溶出)は、下記のとおりであることをご報告申し上げます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">分 析 結 果</th> <th style="width: 20%;">基 準 値</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 30%;">分 析 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀 (R-Hg)</td> <td>不検出 (0.0005 未満)</td> <td>検出されないこと</td> <td>mg/L</td> <td>環境庁告示第 59 号 付表 2</td> </tr> <tr> <td>総水銀 (T-Hg)</td> <td>0.0005 未満</td> <td>0.0005 以下</td> <td>mg/L</td> <td>環境庁告示第 59 号 付表 1</td> </tr> <tr> <td>カドミウム (Cd)</td> <td>0.001</td> <td>0.01 以下</td> <td>mg/L</td> <td>JIS K 0102 55</td> </tr> <tr> <td>鉛 (Pb)</td> <td>0.06</td> <td>0.01 以下</td> <td>mg/L</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>六価クロム (Cr⁶⁺)</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.05 以下</td> <td>mg/L</td> <td>JIS K 0102 65.2</td> </tr> <tr> <td>砒素 (As)</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.01 以下</td> <td>mg/L</td> <td>JIS K 0102 61</td> </tr> <tr> <td>シアン (CN)</td> <td>不検出 (0.01 未満)</td> <td>検出されないこと</td> <td>mg/L</td> <td>JIS K 0102 38.1.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下余白</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5"> 備 考 *不検出とは、検出限界未満を表します。 ・ 分析を行った対象物の写真が添付されているか。 ・ 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。 </td> </tr> </tbody> </table>					項 目	分 析 結 果	基 準 値	単 位	分 析 方 法	アルキル水銀 (R-Hg)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 2	総水銀 (T-Hg)	0.0005 未満	0.0005 以下	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 1	カドミウム (Cd)	0.001	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55	鉛 (Pb)	0.06	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.01 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2	砒素 (As)	0.01 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61	シアン (CN)	不検出 (0.01 未満)	検出されないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2		以下余白																								備 考 *不検出とは、検出限界未満を表します。 ・ 分析を行った対象物の写真が添付されているか。 ・ 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。				
項 目	分 析 結 果	基 準 値	単 位	分 析 方 法																																																																						
アルキル水銀 (R-Hg)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 2																																																																						
総水銀 (T-Hg)	0.0005 未満	0.0005 以下	mg/L	環境庁告示第 59 号 付表 1																																																																						
カドミウム (Cd)	0.001	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55																																																																						
鉛 (Pb)	0.06	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54																																																																						
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.01 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2																																																																						
砒素 (As)	0.01 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61																																																																						
シアン (CN)	不検出 (0.01 未満)	検出されないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2																																																																						
	以下余白																																																																									
備 考 *不検出とは、検出限界未満を表します。 ・ 分析を行った対象物の写真が添付されているか。 ・ 分析の結果から、バーゼル法に該当する物であることが明確に読み取れるか。																																																																										